





てくれるようにということをお願いし、折衝をしたわけでありませう。その後、実はまだ成功せずに私あとを引

き難きをしたわけでありませう。私も十一月に山梨県議のほうへ参りまして、い

まの懸案を早く片づけたいということ

で、とことんまでいろいろ意見の交換

をいたしました。何とか解決しようで

はないかというお話をいたしました。

最近、私どもと山梨県知事との間で、

こういふふうな方法で解決しようでは

ないかという申し入れをしておりま

す。それに対して山梨県知事は、

関係の市、村に対して意見の照会

をしておりませうから、その結果が、山

梨県に戻りましたときに、山梨県から

私のほうへまた回答があるわけであり

ます。そのいかんによりまして、簡単

に片づくか、あるいは非常な場合には、私

どもとして、あるいは現地山梨県の御

意見と違ふ点がございます。とにか

くお払いしなければならぬ、その

とを言っている。実は私その資料をい

ま取り寄せようと思っているのだが、

なかなか来ないので、それを待つ

ておつたのでありますが、あなたのは

うで調べてもわかぬと思ふ、向こう

はそう言つておる。そして防衛庁へ

行つたらいろいろお尋ねするよう

です。きわめてひきよる態度だと思

ふ。それはさうだと思ふのです。県議

会で県民の代表として知事になつて

るので、たゞ一部は一部の県民の

利益を、これを阻害することはでき

ないと思ふ。しかし、裏へ回ると、大蔵

省とかあるいは有力な自民党諸君に、

あれをやるに相当問題があるという

うなことを吹聴して、しかも、大蔵省

の官僚がそれに乗つてじんぜん日を延

ばしている。少くとも行政府が契約を

して調印したのを、一知事が文句を

言つたからといつて、それが実行でき

ないといふのは、一体防衛庁はそれほ

ど権限はないのですか。私はさうで

ないと思ふ。私は志賀大臣に明らかに

言つたのです。それはおれもさうだ、け

しからぬと言つて引き受けた人がもう

やめてしまつた。私はもうこれに對し

て言いたいことはたくさんあります。

私は決して地元の代表がどうこうとい

うのではなくして、少くとも国会であ

れば、それはつきりしたものを、しかも行

政府が、防衛庁が調印したのを、なぜそ

れが実施できないかという政府内部の

組織に對して私は疑問を持つてゐる。

施設庁長官としてこの点についてどう

思われますか。あなたははい言われま

した。向こうの知事といふいろいろ相談を

してゐる。それならば、調印する前に

さういふものを解決すべきじゃないで

すか。われわれ法律はまああつて

ありますけれども、調印してしまつて

から、知事の、地元の意見を聞いて、

それがいけなければ調印の実施ができ

ないといふのは、一体どういふことな

りますか。それがために裁判になつたの

でしよう。内容は別といたしまして、

内容で異議のあるときに、山梨県知事

でも、あるいはだれもその意見を聞か

れてもいいですよ。ここにも参考人を

呼んだことがあります。學者の調査も

させましたし、いろいろやつた結論が

出て、これでいよいよと言つて防衛

庁が調印したのじゃないですか。めく

ら判じやないですよ。さういふものを

一府県の知事が文句があるからとい

つて実行できないといふふうな防衛庁で

あると思ふ。施設庁であると思わ

ない。その点はどうか。

○政府委員(小野裕君) 調印いたしま

した事項については、極力これが実行

に当たらなければならぬのは当然でござ

います。ただ、この問題は、忍草閣

係が一番、何と申しますか、主要な部

分でございますので、最初に御相談を

したわけでございますけれども、全体

の問題といたしましては、当時の関係

閣僚のお話し合ひで、やはりさうした

地元の各町村にまたがる大きな問題

であるから、地元の民生問題にもから

まるというところから、県知事を肝

いり役とした現地協議会といふものを

通して解決しようといふ御方針があつ

たわけですよ。さういふ意味で、忍草と

の大体話し合ひがつきましたけれど

も、他の部落、他の組合との関係につ

いては、やはりその線に沿つて今の現

地協議会でおまとめを願ふ、さういふ

ふりが難航してゐる、さういふわけ

でございます。まことに残念でござい

ますが、極力誠意並びに最善を尽くし

まして、早く解決するように努力いた

したいと思つておられます。

○山本伊三郎君 あなたは新しく就任

された長官ですから、前の経緯につい

ては御存じないかもしれませんが、お

そらく聞いておられると思ふ。いまあ

なたの言われたようなことは、事前に

相当も二三年かかつていろいろこな

してこられておるんですよ。地元の

北富士演習場の対策協議会といふこと

を言われましたけれども、あれをつ

くつたのはだれが指導権をとつたの

か、県知事でしょう。知事がさうい

う策動をして何か文句をつけるために

さういふ組織をつくつてやつたので

す。これも今日解散してしまつており

ますよ。そんなものは何の力もない

ですよ。さういふ事情を私は施設庁の

関係の方は知つておられると思つて

います。さういふ点を私は隠蔽してお

らるるとは言いません。知りながら、お

そらく努力されておることだろうと思

つておられます。一つの政治問題に化

した問題でございますが、それがた

めに、非常にむづかしい問題でござ

います。一つは、先ほど大臣から申

上げましたように、裁判の結果待ちと

必ずしも考へておりませぬ。お話しが

つきましますならば、それで解決を

したいと思つてお

ります。それから、他の市、村並びに

組合の関係でございますが、現在、先

ほど申し上げましたように、私どもの

持として、いままで現地の対策協議

会といふものを表に立て、山梨県知

どもとしましては、ほとんど最終に近い気持でもって山梨県知事に対してこちらの意見、また先方の御意見なり、これを伺っておる段階でございますが、この御回答をいただきました上は、さらにいまお話しがありました大蔵省の關係等の困難な問題がございますけれども、至急に調整をいたしまして、なるべく早く片づけたい、このように考えておるわけでございます。

○山本伊三郎君 あなたの誠意はわかるのですが、どうも私はやり方についてふに落ちないのです。なぜ今に至って知事の意見を聞いて、その上によってこの解決の方向に進みたいというのか。知事の意見を聞くということについては、私は前の段階をあれればわかりますよ。今日の段階になって知事の意見を聞く必要は私はないと思う。すでに対策協議会も実は解体しているし私は聞いています。周知であればお示し願いたいと思う。この対策協議会というのが何のためにできたかというのを私知っています。その当時のことから、それを相手にしているいろいろな意見を聞いてやっていると、その中には、問題をじんと延ばす以外に何もなかったと思う。しかも、それをやるということ、それだけの金が要るといふことで、防衛庁は予定組んでちゃんと調印したのじゃないですか。それを、いまさら山梨県知事に意見を聞いて、その意見の上によって事を解決しようと言ふ。私は忍草問題解決は、それにならなればかの中野あるいはその他も全部それと同じような基準でやられると思うのですが、そういう点について私はどうも解せないのです。なぜ知事にもう一回意見を聞か

ないか、この点ひとつ聞いてみたい。

くちやならんのか、この点ひとつ聞いてみたい。

○政府委員(小野裕君) この問題の解決につきましては、これはいま先生お話しでございますけれども、私どももいたしまして、知事のあつせんとして申しますか、県の肝いりとして申しますか、こういう形で解決することは好都合であるという意味において、従来から知事の協力をお願いしておたわけであります。何と申し申しても、これは補償の問題でございますが、補償ばかりでなく、一般の地元民生の問題もございまして、そういうようなことについて、は県知事としても非常な関心を持ち、また一つの的確な御判断もあろう、こういうことから、知事が中に入つてまゝ折衝してまいつたわけであります。それがいまお話しのように、知事が中に入つて現地の協議会というものも、いまでは有名無実になつてお話しのとおりだろうと思つておられます。しかしながら、いままでいろいろあつせん、御協力を願ひしてまいりました知事のお立場、またその御意見、これにつきましては、私どもははつきりとした際もう一度伺ひ直す、こちらの考えもお伝えするといふ手続はとるべきであると思つておられます。そういう意味で、先ほどことは過ぎると申し上げましたが、いま最終的というよりなことを申し上げたのは、この際ははつきりお互いの考えなり処理についての御相談なり、一応ま

まるかまさらな別とは別といたしまして、そういう行きがかりから考えましても、また今後のことを考えましても、一応はつきりさせておきたい、こ

ういうことでございます。したがいまして、どういふ御回答が得られますか、それはわかりませぬけれども、いずれにいたしまして、その回答いかんとは別に、本問題の解決ということを考えなければならぬ、こういうふうにして思つております。

○山本伊三郎君 防衛庁長官も向こうへ行かれる時間ですから、もう一問だけこれについて希望の質問をしたいと思つたのですが、新施設庁長官の立場なり言われることはよくわかります。理解できます。しかし、初めからずと私これを取り扱ってきた者として、長官はかわつておられますから、あなたに言うのも無理であると思つておられます。思ふけれども、地元のいわゆる農民の方々、また私の立場からすれば、実はあきらめない、実際は。しかし、これ以上言つたところで、いま言われたいように、近いうちに早急にこれを解決するのだというおことはあります。たので、防衛長官も聞いておられますから、これ以上申しません。これがまた変な方面に発展することになれば、私はもうこの問題について地元の諸君がどういふ行動をとられても、責任は皆さん方にあるということをはつきりここで確認してもらいたい。それはそれでしよ。三十六年度から全部の補償は停止されている。しかも、北富士の農村の実情を見ても、ああいう、何と申しますか、石炭岩のところ、農業を営んでおられるものから、きわめて困窮した部落です。近ごろ農民の努力によつてだんだんと改良されてきておられますけれども、したがって、補償金というものはあの人らの生活に非常に大きいウエートを

持っている。それがすでに三年間も支払ひされておられない。それが訴訟をされておられるからいいものだという事は思つておられないということばかりです。訴訟というものと、それからわれわれが国会で政治問題として取り扱つておる問題とは別問題です。訴訟をしておるからそれで問題は終わりだというわけにはいかない。しかも、訴訟したという原因は、あまり待つても待つても、調印しても、まだ実行しないというので、せつば詰まつて相当訴訟費用をかけて訴訟されたと思つたのですが、こういう点をひとつ十分考えられて、私は期限を切ることにはきらいなんです。これは行政府としての都合もあるでしょうが、しかし、いま言われたその誠意が、少なくとも私はほんの近いときにこれが実現するものだと思つたのです。その上で私はこの問題についての防衛庁の出入を見たと思つたのですが、しかし、私はここで演説をして、私がそれで得々とする意味で言つておるのじゃないんです。地元の人々のこの切実な問題を防衛庁が解決するんだというほんとうの意欲があれば、たとえ知事がどう言おうとも、一国会議員がどう言おうとも一国会議員でも、正当な国会の機関の場では、委員会は、私は了解いたします。これはこうだからこんなことをやつたら困るというのを、正々堂々と国会の機関の中で言われるならば私は納得するんです。それが防衛庁や大蔵省に出して行つて、自分のいゝわゆる圧力で、せつば防衛庁が一つの方向で調印したものでつづけてしまふ、これが日本の政治の実情ですか。それならそれ

でわれわれは考えるんです。国会の論議の中で反対、賛成はありますよ。幾らあつてもいいんです。しかし、少なくとも行政府として一人国民との間に契約をしたならば、一国会議員が言おうとも、大蔵省がそれを阻止する力があるか。私は大蔵大臣がおらぬから、これは大蔵大臣に聞かせんけれども、そういう点、防衛庁長官は新しく就任されたんでありますが、私のことばが足らぬかもしれぬが、私の考へておることを、私の言わんとすることを理解されたと思つたから、この点を早急に解決の努力をされたいと思つたのですが、防衛庁長官に最後の御答弁を願ひます。

○国務大臣(福田篤泰君) 山本委員の言われるとおり、十分私も理解できるものでございまして、いろいろな難点あるいは抵抗は予想されますが、幸い大詰めに來たような感じがいたします。したがつて、いろいろこまかい手続でありますとか、あるいは反対ないしは抵抗がございまして、最終解決をしよう、至急やるということをはつきりここで再度繰り返してお約束申し上げます。

○山本伊三郎君 防衛庁はこれで終わりです。

○委員長(三木與吉郎君) ちよつと速記をとめてください。

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○鬼木勝利君 きのお尋ねいたしましたおりました点で、まだ不明な点がございますので、その点からひとつ人事局長にお尋ねしたいと思つたのですが、高田

製作所に発注された。そこはそれでいいですが、それ以前に高田製作所と何らかの取引があったか。従来どういふ関係が結ばれておったか、その点が不明でしたが。

○政府委員(小幡久男君) 製作所との関係につきましては、現在までの調査によりますと、昭和三十六年以降、本件を含めまして四件の契約をしております。第一回は昭和三十六年の十二月一日、約十五万円、これは地球儀でございます。それから、その次は三十七年の一月二十六日、これも十五万円でありまして、これも地球儀であります。それから三十七年三月二日、これは二十九万八千円の契約になっておりまして、これは五十分の一の立体図であります。最後は本件でございます。昨日申し上げましたとおり五十六万円でございます。

○鬼木勝利君 それでは大体それはわかりましたが、相当それまでに取引があつておつた。そういうことになるという、もう少し私は、防衛庁の皆さんは内容を初めて取り組んだわけじゃないのだから、よくおわかりになつておつたはずだと思つたのですが、全然二佐にまかせ切りで、ほかの方は全然タッチされなかつたということですね。そう解釈していいわけですね。

○政府委員(小幡久男君) この方が契約の担当者でございますが、契約金額が五十六万でございますので、隨意契約になつております関係上、統合方面の主任官に一応契約を結ぶ前に相談はしております。ただし、それまでに三回の契約がございましたが、事故がありません。一応順調に契約も終わつておりますので、検査官はそういうこと

は疑念を持たずに許可をしております。

○鬼木勝利君 それでお尋ねしたいのですがね。五十六万二千何がしという金を払われた場合に、昨日お尋ねしたように、支払つたのはいつで、その支払いの責任者はだれであつたか、内容をよく調査したか、めくら判を押してその金を払つたか、事情をよく知つておられておつたか、その辺のところのその金の支出に対して、もう少し明瞭にお尋ねして、私は御回答を願いたいと思つたのですが、どうもきのうからその点があいまいです。

○政府委員(小幡久男君) 金を支払いたしましたときは、昭和三十七年の九月二十八日でございます。支払いますまでは、まず納入品の検査が必要でございます。これにつきましては、本件の事案の対象になつております大隊長が、相当責任を負つた態度で、検査官も特に副隊長を任命しております。そういう半命令的に検査も済ましたこととしておりました、結局、担当官としましては、検査も済んだという前提でやつておりますので、契約担当官は、支払いのほうにつきましては、そういう責任はないものと考えております。検査を、そういうふうな架空の検査をやつておるといふ状況であります。

○鬼木勝利君 大隊長とか、あるいは他のものが検査をしてだれじょうぶだ、これはりっぱだ、よくできたといふことで金を払つた。その払う場合に、その支払い責任者はそれで結局納得したわけなんですね。その間のところをもう少し支払い責任者は私は責任

を持つてもらいたいと思つたのですがね。

○政府委員(小幡久男君) 通常この隊では、納品の際の検査は文官でありまして技官がやつております。ところが、本件につきましては、昨日来申しましたような経緯によりまして、大隊長が特に副隊長に検査官になつてもらつて、つまり、情を知つてそういう検査をやらした。出納官のほうにはそういう成規の手続は一応検査官が別に任命されておりますので、検査に合格したものにつきましては金を払うということとは、出納官としては責任が一応ないわけでございますから、これはやはり大隊長に責任があると思つた。

○鬼木勝利君 出納官に責任がない。金の支払いをした場合に、出納官に責任がない。それは業務担当、仕事の担当者は大隊長であるかもしれませぬけれども、金を支出するということは、これは出納官の責任だと思つた。その点のところの見解が私はどうも納得いかないのですがね。

○政府委員(小幡久男君) 契約で、何日までに幾らの品物を納めなければならぬという契約をするわけですが、その品物が参りまして、検査官が納品の検査をして合格すれば、出納官としては金を払つていいという規程であります。その検査の仕方にも申しましたように、通常は検査官でない者を任命しておるといふ点が問題であります。

○鬼木勝利君 そこで、普通民間の場合には、技官が検査をする。そういう場合に特別な検査官をかつて任命し、だれが任命したか知らぬけれども、かつてなことを言つて、そして出

納官はそのまま金を払つた。そういうことに対して、いつも防衛庁あたりはそんなことをやつておるのですか。そのときそのときのたためで、出たとこ勝負みたいな、何も一貫した支払いのあれはないと私には思われるのですかね。

○政府委員(小幡久男君) 決して通常はそういうたためなことをしておりません。常から検査官というものは特定しておられて、しかるべき責任者がやつておるのでありますが、本件は大隊長がこの問題に深入りをしておりまして、特別にそういう原則をやらすに特定の人間を検査官に任命するようになつた。そこに問題があるということをお申し上げておるのであります。

○鬼木勝利君 そういう特定の検査官を設けたということ自体に対して、防衛庁ではだまつておつたかということ。そういうことを公然と行なわれるか、黙認できることか、許されることかというのを私はお尋ねしておるのです。

○政府委員(小幡久男君) 検査官の任命権はその人事をやる隊長が持つておられて、その点は隊長を信頼してまかしております。現在のところでは、各部隊とも相当信頼性のある専門家を検査官にしておるのでありますから、これらの事態は決して起り得ないものであります。本件は、大隊長がそういう深入りをして過ぎたということから、特に例外的にそういう措置をしたように残念ながらなるのではなからうかと思つております。

○鬼木勝利君 どうもあなたとお話をしておると、答弁を聞くと、この小泉二佐は、大隊長は特別な何か上司の信

頼でもあつたのか。何かその間情実関係でもあつたんですか。小泉二佐のやることは全部黙認しておる。

○政府委員(小幡久男君) この件につきましては、一々幕僚長の許可は経ないで大隊長を経るようになっておりますので、その人事は特別幕僚長には関係はございません。

○鬼木勝利君 どうも私はその点がかつきり納得がいけないのです。一大隊長に全部まかせ切つて、しかも、その大隊長はかつてなことをやつて、原則としては、民間との契約は、その検査にあつたのは技官がやるのだ。契約を結ぶ場合には、出納官も私はそれに立ち会つたと思つけれども、金を支払う場合には、全部大隊長にまかせ切つた。そしてめくら判で支出する。そのところが、私はどうしても納得がいけないが、どうも防衛庁関係の金銭の支払いというのに対しては、少し乱れておるような気配があるのじゃないですか。人事局長、どういふふうに考えられますか。これはあなた正しいと思つていますか。

○政府委員(小幡久男君) 本件につきましては、正しいと思つております。しかし、このほかの部隊におきましては、正当にやつておることは間違いないありますが、本件につきましては、大隊長がこの地図の複製につきまして、会社との縁がありましたもので、それから、おそらく検査官につきまして、そういう人選をしたのではないかと、そういうふうな考えられまして、本件に關する限りは、私は正しい措置とは考へておりません。

○鬼木勝利君 本件については、支払い方法その他について正しくないといふ

事務局長は認めておられますので、大体や私の考えに近づいたと思うが、これはまた後日の問題とします。

次に、昨日まではつきりしない点ですが、無断で欠勤した。大体どのくらい欠勤したのか。それに対して上司はどういう処置をとったか。あるいは罰金をされたか。あるいは今日こういう事件が起こって初めてわかったことか。ぼんやりしておったのか。その点がまだはつきりしてない。

○政府委員(小幡久男君) 欠勤につきましては、調べましたが、本件に関しましては、大休土曜日から日曜日にかけては、公務が終わったあと、主としてこれはJ.A.C.の関係でございますが、東京に出てまいりまして会議をやっておりますので、直接欠勤をしたというふうな例は、本件に関してはございませぬ。ただ、出張等につきまして、高松あるいは大阪方面へ一週間ないし二、三日の旅行をしております。これは自主的に独立大隊長がそういうことをする場合には、上司に報告をするというふうなことになっております。に、そういう報告は受けておりませぬ。したがって、本事件が起りましたから、初めてそういう出張も知ったようなわけでありませぬ。

○鬼木勝利君 それでやや全貌が明らかになつてきました。管外出張をしたことは、この事件が発生して初めてわかった。そういうことになりまして、防衛庁あたりは、管外出張なんかもかつてはやっておつて、そしてだれもわからない。そういうことだと解釈していいですか。

○政府委員(小幡久男君) 原則として、たとえば幕僚長にすぐ直近の方面総監等が任地を離れる場合は、あらかじめ一週間前に全部予定表を出すことになっております。独立大隊長もそれに準じて出すことになっておりますが、本件は本人が届けておりませぬので、あとになって判明したわけでありませぬ。

○鬼木勝利君 それは昨日もお聞きしました。方面総監とか師団長なんか管外出張をする場合には、正式に届けを出して行く。ところが、大隊長あたりが、独立大隊長なんかが行く場合には、電話でも口頭でも届けをしなればならぬと、そこまでわかっている。ところが、それをしていない。ですから、防衛庁全体のことを私はいまお尋ねしているのです。大隊長クラスの連中もかつては管外出張なんかをしておつても、あなた方は御存じないのです。かといふことをお尋ねしているのです。ないとは言われないでしょう、事実あったのだから。

○政府委員(小幡久男君) 一番多い大隊長は普通師団長に属しておりますが、これはその師団長からの許可を得て出張しております。今申し上げますのは、独立大隊といつたように師団長、方面総監等の系統じゃない。つまり長官直轄部隊の少数ない大隊長の問題でございます。大多数の大隊長は当然師団長の許可をもらつてやつております。

○鬼木勝利君 あなたの答弁せられるのは、どうも私のお尋ねしていることとずれているのじゃないですか。あなたは原則論をおっしゃっている。原則論にこれは沿っていないから、他の一

般の防衛庁のそういう独立大隊長みたいな連中は、かつては管外出張しているのをあなた方は御存じないのじゃないか。ほかにもたくさんありはしないかといふことをお尋ねしている。もう少しはつきり答弁してください。

○政府委員(小幡久男君) 長官の直轄大隊には、今言ったそのような独立大隊長、それから学校長等がございませぬが、このほうは全部事前に、一週間前に幕僚監部のほうに予定が参つております。したがって、このような例は例外であります。

○鬼木勝利君 ほかにはないとおっしゃるわけですね。そうなら、それをはつきり言ってくればいい。どうも答弁がはずれてしまふ。これはあつたらへんかと思つて。ないとおっしゃるから、私はさように承知しておきます。しかし、これはいろいろ私は調査すればわかることなんです。こういうことが公然と許されておるといふことになつたら、これはたいへんなことなんです。あなたがたいへん答弁せられるのは、当然だと思つて。

ところが、これは官房長にお尋ねしたいのだが、一年以上もこういふ二佐がかつてなことをやつていて、職権乱用であり、綱紀紊乱もはなはだしいのに、だれ一人として防衛庁の上司の者が気がつかない。防衛庁関係はそういう綱紀紊乱といふんですか、弛緩した今日の状態ですか、官房長にお尋ねしたい。

○政府委員(三輪良雄君) 本件につきましては、申すまでもなく、きわめてまれな例であり、遺憾をわまる例でありますので、本件の例につきましては、私どもまことに申しわけないこと

に存しておるのでございます。先ほどから申しておりますように、この部隊は非常に数の少ない長官直轄部隊でございます。まして、通常の大隊は、先ほど申し上げましたように、方面総監、師団長あるいは連隊長という系統に属するものでございまして、その程度の地位の、いわば階級の低いものが独立をして存在をしておりますのはきわめてまれな例であるわけでありませぬ。そこで、昨日もお答えいたしましたように、この当該部隊につきましては、関係のある者はだれかと申しますと、陸上幕僚長の部下であります施設課長であるわけでありませぬ。したがって、その施設課長の目が十分届いておりましたら、長期間こういふことが目に触れずには、気がつかないとおつたといふことはなかつたといふことを私どもは残念に思つてございませぬ。ただ、いままで申し上げますように、まれなる独立部隊、縦の系列がきわめて普通のかつたら、違つたものでございませぬから、そういうところに目が届かない。いわば監督上の盲点があるのじゃないかといふこと、特にこの問題を契機にいたしまして、長官直轄部隊、そういう系統の部隊にこれからは監督の目を強めていきたいといふことを各幕僚長とも考へておるのでございませぬ。

○鬼木勝利君 なかなかあなたは非を認められてすなおに答弁されたが、こういう事件はまれな事件とおつしやるけれども、まれな事件だから、私はなおさら注意しておかなければいかぬと思ふ。いつもありふれたことなら、これはあるいはそらだといふこともまた一面考えられるけれども、そういうま

れな特殊な存在、そういう独立部隊といふふうなものですから、あなたのおつしやるように、私は特に注意をしておつた方がいいと思ふ。そういうでたけだといふ思ふので、あなた方が任に置いておかれたということ自体が、私はこれは上司のやはり怠慢だと思つて。それは大体あなた方の御答弁で私一応了承いたしました。

その次にお尋ねしたいのは、小泉二佐は三十五年の八月から本年の八月までといふのだから、相当長いのです。官本という紙屋から二十四回にわたつて供応を受けておる、こういう事実があらひませぬか。

○政府委員(小幡久男君) お申しのような事実がございませぬ。

○鬼木勝利君 二十四回も供応を受けておる。そして何がしかの金を受け取つておる、あまつさえ。しかも、三カ年もそういう乱脈、乱業が続いておる。それをだれ一人として知らない。これは実にうかつ千万と言ふか、職務怠慢と言ふか、それより以上私は言う言葉がないと思ふのだが、官房長どうお考えですか。

○政府委員(三輪良雄君) たびたびの御指摘でありまして、同じことをお答えするわけでございますが、まことにうかつであつた私も考へて、今後こういうことがないように、それぞれ職にありませぬが部下の監督に目を光らせるということが必要であるかと存するのであります。

○鬼木勝利君 そんなに言われるとちよつと私も言われぬやうになつてしまふのだ、勝負が早くついてしまふから。しかしながら、一回、二回ならば

に存しておるのでございます。先ほどから申しておりますように、この部隊は非常に数の少ない長官直轄部隊でございます。まして、通常の大隊は、先ほど申し上げましたように、方面総監、師団長あるいは連隊長という系統に属するものでございまして、その程度の地位の、いわば階級の低いものが独立をして存在をしておりますのはきわめてまれな例であるわけでありませぬ。そこで、昨日もお答えいたしましたように、この当該部隊につきましては、関係のある者はだれかと申しますと、陸上幕僚長の部下であります施設課長であるわけでありませぬ。したがって、その施設課長の目が十分届いておりましたら、長期間こういふことが目に触れずには、気がつかないとおつたといふことはなかつたといふことを私どもは残念に思つてございませぬ。ただ、いままで申し上げますように、まれなる独立部隊、縦の系列がきわめて普通のかつたら、違つたものでございませぬから、そういうところに目が届かない。いわば監督上の盲点があるのじゃないかといふこと、特にこの問題を契機にいたしまして、長官直轄部隊、そういう系統の部隊にこれからは監督の目を強めていきたいといふことを各幕僚長とも考へておるのでございませぬ。

○鬼木勝利君 なかなかあなたは非を認められてすなおに答弁されたが、こういう事件はまれな事件とおつしやるけれども、まれな事件だから、私はなおさら注意しておかなければいかぬと思ふ。いつもありふれたことなら、これはあるいはそらだといふこともまた一面考えられるけれども、そういうま

れな特殊な存在、そういう独立部隊といふふうなものですから、あなたのおつしやるように、私は特に注意をしておつた方がいいと思ふ。そういうでたけだといふ思ふので、あなた方が任に置いておかれたということ自体が、私はこれは上司のやはり怠慢だと思つて。それは大体あなた方の御答弁で私一応了承いたしました。

ともかくとして、二十数回。しかも、三カ年間もこういう乱業を続けておる。しかも、それが独立の大隊長だ。全然あなた方がお気づきでない。陸幕長もよほど私はうかつ千方だと思ふ。あるいは施設課長あたりも。人事局長もそういうことを全然お耳になされなかつたのですか。

○政府委員(小幡久男君) 私も八月新任されました、一月外遊しておりました。その間その問題をつまびらかにしなかつたもので、まことに恐縮でございます。

○鬼木勝利君 これは私何もあなた方にやかましく言ひのじやないけれど、あまりにもうかつ千方です。このういふ事件が起つたというに對しては、これはもうどうせ起つたことなんですからしかたがありませんけれども、將來どういふことのないように、あなた方もよほど反省をしてもらわなければならぬと私は思ひます。けれども、大体どういふ全貌がわかつたのは、全部事件発生後あなた方は承知なされたのですか。日ごろいささかもこういふ気配をお感じにならなかつたのですか。この点をもう一度伺つておきます。

○政府委員(小幡久男君) 実はこの事件を知りましたのは、十月ごろ初めて知つたわけでございます。それまで事件の全貌は全然わからなかつたわけにあります。

○鬼木勝利君 なかなかあなた方実にゆうゆう閑々たるものですな、こういう国家匆忙のときに。

○鬼木勝利君 二佐が三十四年ごろから——これはまた一年さかのぼつておるのだが、本年

に至るまで、大隊の記念行事などにあつて、あるいはほかのもろもろの行事もあるやもしれませんが、約七十数万円の寄付金を無許可で受け取つた。そして、それらの金でもつて記念行事に使用した。こういう話があります。その点事実であるかどうか。

○政府委員(小幡久男君) 事実でございます。

○鬼木勝利君 これはいよいよでたためです。その寄付金を許可もなく七十数万円取つて、しかも、防衛庁の公の記念行事にそれを使用する。そういうことになれば、これは公の帳簿に繰り入れてあると私は思ひます。そういう責任者はだれですか。

○政府委員(小幡久男君) お話がありましたとおり、全然成規の手續をとつておりませんので、本人が貯金をしたり、手に持つておつたりしまして、そのつど出しておつたように見受けられます。したがって、公式の帳簿には載つておりません。

○鬼木勝利君 これは私はいへんな問題だと思ひますが、そうしますと、自衛隊の——防衛庁でもいいですが——行事として、民間からかかつて寄付金を取つて、そして上司はだれも知らない。かかつて金を集めてきて、そしていろいろな行事をあなた方はやつておられる。自衛隊の行事は、あれは民間からの寄付金で——それは強要かあるいは喜んで出したのかそれは知りませんが、いふまでも、要するに、自衛隊の行事は業者なんかと互いに組んで、かかつて寄付金を集めてくる。そして、それでどんどん仕事をやつていく。上司の者はだれも知らない。予算も組んでない。そういうことになるという、防

衛庁の予算はこれは私は全部削減していいと思ふのだ、なるべくひとつ民間から寄付をどんどん取つてもらつて。そういう乱脈なやり方をやつておるのですか、これはたいへんな問題ですよ。

○政府委員(小幡久男君) 本件につきましては、進んである程度の寄付を受けられる場合には、すべて長官の許可を受けるようになっております。ただ、本件は小泉二佐が自分の計らいで、そういう手續を経ずにやつた点が問題になつておるわけでございます。この点につきましては、われわれといたしましては、まことに申しわけなく思つております。

○鬼木勝利君 当然でしようよ。上司の許可を得て、そしてはつきりと公帳簿に載せる。これはまた寄付をいただくべきか、受くべきか受くべきでないか、その性質も考え、どういふ取引のものにこの寄付が来たのか、強要したのじやないか、あるいは情実関係があるのじやないか、当然でしよう、それを考えるのは、それを、この件だけというのをしたとおつしやるが、私はそれはどうもはなはだ疑つちや相済みませんけれども、官房長官が見えなつておるが、防衛庁長官が来たその点はつきりしたいと思ふ。この件だけというこ

とがありまして、あなた方方済むと思つておられますか。防衛庁の記念行事、もろもろの行事はすべてどういふことであらうにやつておるのだとわれわれ解釈したつてしようがないでしよ。官房長はつきりひとつ答弁してください。

いよ。  
○政府委員(三輪良雄君) 一つの問題は、防衛庁のいろいろな記念行事等が寄付でまかなわれるのが原則であるかというお尋ねに對しましては、これはそのうちでお尋ねに對しましては、これはそのうちではないのでございます。記念行事と申しまして、それはいろいろございまして、たとえば十一月一日の防衛庁記念日には各地の駐屯地で、それれ付近の方もお招きをいたしました。部隊のいろいろなものをこらんに入れる、あるいはそこで音楽会を催す、あるいは武道の会を催す等の、場合によりますと、その付近の住民の方の希望も入りまして、運動会をやるとか、いろいろなことがあるわけでございます。そういう部隊としてやります公式の行事につきましては、もちろんそれそれ十分でございますけれども、予算によつてまかなわれるのでございます。ただ、その際に、たとえば参加をする者が、ぜひみんなの賞品の一部にしてくれとか、あるいはあと一緒に汁粉でも食べるときに使つてくれというこで、お持ちくださる寄付があるやに聞いておるのでございませす。そういう際にも、御指摘のよう

に、業者その他にも弊害がございませすので、そういうものは長官の許可を受けて、そして受けたものはこれは正規の帳簿で——もちろん予算とは違ひますけれども——正規の帳簿で受け払いをするように指導をいたしておるのでございませす。ただ、この部隊におきましては、先ほど来再々申しますように、独立の大隊でございます。その大隊の記念行事等につきましてどういふ内容の催しがあつたか私はつまびらかにいたしませんけれども、それが多くの部

分が寄付によつてまかなわれる、あるいはおそらくあとでみんな飲食に使うという部分も相当あつたのかと思ひますけれども、そういうことで寄付が費消されたように思ひます。その点は人事局長申しますように、きわめてこれは遺憾なことでございます。こういうことが他の部隊にもあるのではないかとございませす。防衛庁の正規に受け入れてやつておる部隊では正規に受け入れてやつておると思ひます。したがつて、この部隊のこの事例が一般のようにお考えいただけますことは、私どもとして残念に思ひます。その点はひとつ御了解をいただきたいと思ひます。

なお、こういう例が他にもあつては相ならないわけでございますので、今回の事態の反省に加へまして、なおこの点も指導いたしておるところでございます。

○鬼木勝利君 大体あなたのお話のとおりでなければならぬと私も思ひます。そんな乱脈ないかげんなことをやつてもらつちやなはだ迷惑する。因る。ところが、この行事をやつた場合に、いまあなたのお話のように、寄付でいろいろなことをやつたらうと思つと、あなたは思ひとおつしやつておるんだが、官房長官なにかは、こういう行事がある場合は一体どういふことをしてやるんだと、行事内容はどういふ内容だと、あるいは予算はどういふふうにしてやつておるんだと、金はどこから来たんだと、それはどういふ金かというふうなことをあなた方につけられるのですか、官房長は、大体、官房長なんていうのは

何するのですか、それじゃあ。官房長ひとつ答弁してください。あなた何でも思う、思うとおっしゃっている。

○政府委員(三輪良雄君) なお、行事の詳細等については、人事局長のほうからお答えがございませぬので、詳細に接の所管でございませぬので、詳細にお答えができませんが、官房長といたしましては、各局に關係いたしますことでも、直接次官とともに大臣の補佐をいたします立場にございませぬので、それは所管が違ふから知らないとは申せない立場でございませぬ。いまのような問題につきましても、私自身としても非常に反省をいたしておるわけでございませぬ。力の及びます限り、今後もういふ点については、私自身としても努力してまいりたいと思つておるわけでございませぬ。

○鬼木勝利君 私もそらだと思つて居ます。官房長というのは、防衛庁長官のほんとうの補佐役で、防衛庁全体を總括的にあなたが目を配つて、大番頭として大臣に誤りのないようにする、そういう重大な職責にありながら、独立の大隊だからまかせておつて自分は知らなかつた、こういうことに使つたんだらう、だらう、だらうというふうな、そういうことじゃ私は官房長はなほだよろしくないと。將來もあるんで、もう少しはつきりしてもらいたいと思つて居ます。人事局長も、こういうことはほかにはない、これだけだとおっしゃっている。自信のある答弁でまことにけつこうですけれども、しかし、私はやはりいろいろ聞いてみますと、どうも自衛隊にそういうことがあつちやなりませぬけれども、寄付なんかをやはり民間なんかにも

多少強要されるような向きがないでもないらしいですよ。これは明らかに私は耳にはさんだことではあります。単なるそれが風説であり、うわさであればけつこうである。むしろ私はそうあるべきであると思つて居る。もう少しそういう点は、これだけでほかはありませぬからなんというふうなことは、それはあなたの方一応はそうおっしゃるだらうが、慎重に大所高所からよく目を配つてもらいたいと思つて居ます。最も国民に親しまれ、国民の自衛隊ですから。民衆を離れた、国民を離れた自衛隊というものはありませぬよ。それはもう釈迦に説法で、あなた方がそらおつちやつて居るんだから。

それではお尋ねしますが、記念行事の責任者は大隊長ですね。小泉大隊長が責任者ですね。

○政府委員(小幡久男君) そらでありませぬ。

○鬼木勝利君 それでは、記念行事に招待されたのはどういふ方を招待されたか。何回やられたか。そして招待したその招待状は、だれの名前において招待状を出されたか。防衛庁長官の名前で出されたか。官房長の名前で出されたか。独立大隊長の名前で出されたか。それをはつきりしてもらいたいんで。

○政府委員(小幡久男君) 創立記念日の回数は前後五回持っております。ただ、招待先は現在手元に詳しくはございませぬが、招待者の名前は独立大隊長であると思つておられます。おそらく招待先は地元の有力量、あるいは地元の協力者、学校等、そういういた關係の、通常ほかでやつておるものと大差はないと思つておられます。大体この大隊

は測量大隊でありますので、測量關係の方を招待したのではないかと考へておられます。

○鬼木勝利君 じゃ、責任者は大隊長だから、大隊長の名前において招待状が出された。内閣委員のわれわれに招待が来た記憶がありませんね。内閣委員なんか問題にしないわけですか。

○政府委員(三輪良雄君) 全国に各地の駐とん地がございまして、それぞれ記念行事には關係の方は招待いたしますが、これは立川にありませぬ独立大隊の小さな部隊でございまして、内閣委員の諸先生に御招待をいたすということとは、むしろ御遠慮申し上げておるのではなからうかと思つてございませぬ。

○鬼木勝利君 なかなかうまい答弁をされる。遠慮するのはこちらが遠慮するもので、そちらが遠慮してもらわぬでもないんでございませぬ。こちらが忙しいですから御遠慮申し上げよう、御迷惑かけるというので、われわれはあくまでもあなたの方の敵ではないんだから、味方で、協力して居るんだから、絶対の協力者なんだから、内閣委員は、それに案内も出ていない。そして寄付金でも集めていかなかげんことを自分たちでやつてしまつて、どうも不純で、さね、こういう行事のやり方は、そういう不純な寄付金でやつたということ、施設課長も幕僚長も今日まで知らなかつたわけですか。

○政府委員(小幡久男君) こういう金額とかそういうものについては、おそらく事件がはつきりするまでは知らなかつたと思つて居ます。

○鬼木勝利君 わからなかつた。私は、もうお話を聞けば聞くほど、不可

解で全然わからないのです。自衛隊のそういう独立隊とかなんとかおつちやつておるけれども、何が何やらだれもわからないうちにやみからやみに、しかも行事が行なわれて居る。だれも知らない。その間の事情を知つておつた者は小泉二佐一人ですか。ほかにはだれか知つておつた者があるのですか、大隊内に。

○政府委員(小幡久男君) 警務隊で調査したところによりますと、小泉二佐がみずから金を集めておるといふことを小泉君は言つておられます。おそらく副隊長以下は詳しくは知らなかつたと思つて居ます。

○鬼木勝利君 官房長にお尋ねしますが、こういう事件を引き起こして、たゞ小泉二佐のみを懲戒免にあなた方がしたから、これでもうよろしいというふうなお考えですか。

○政府委員(三輪良雄君) これも昨日お答えをいたしました。小泉二佐のやりましたことが明らかになりました。これに關係する監督者の責任、あるいはこのことに關しまして未完成のものを受け取つたところの検収した者の責任、あるいはまた部隊の隊力を使得つて公式でない仕事をさせましたわけにございませぬから、そういうことをした人間の責任をそれぞれいまだ慎重に調査をいたしておるところでございませぬ。昨日もお答えをいたしました。事情に応じて、今後懲戒処分、訓戒処分等が行なわれるものと考へておるのでもございませぬ。

○鬼木勝利君 ずいぶん大きなことですね。この委員会でもう問題になつたから、急にあなたの方うたえておるような氣配がするが、こういうことは

もつと早く事の真相を明らかにして、処理すべきは処理する、処置すべきは処置する、訓戒をすべき者は訓戒をする、はつきり始末をつけて、きれいさつぱりとしてもらいたいと思つて居る。すね。

その次に、それではお尋ねしますが、この事件に關して自衛隊全般に対してはこういうことは一切ないという人事局長また官房長のお話ですから、私もそれはあつちやならぬと思つたが、何か陸海空の全自衛隊に対して、綱紀肅正という意味においての通達か通牒かお出しになりましたか。陸幕長は通牒を出すのが非常に好きだから、すぐ出すと思つた。

○政府委員(小幡久男君) 長官の御指示によりまして、「服務規律の厳正保持について」という綱紀肅正の通達をことしの十二月の十三日に出してあります。

○鬼木勝利君 十二月の十三日です。この事件があなたの方の耳に入つたのは何日ですか。

○政府委員(小幡久男君) 十三日と申しましたのは、十日でございませぬので、修正いたします。この事件が耳に入つたのは、先ほど申しましたように、十月の終わりに第一報が入つたのでございませぬが、事件の輪郭がほぼ固まりましたのは十二月に入つてからだと思つておられます。したが、いまは、十二月十日にそういう通達を出したのであります。

○鬼木勝利君 十月の終わりがうすうすうすうすあれがわかつて、そうして一カ月もかかつてようやく十二月に入つてわかつて。ずいぶんあなたの方の調査もゆつくりして居ます。そんな



いと思っております。私もそれが当然のことだと考えております。

○鬼木勝利君 いずれにいたしまして、本事件に対して私はなほ遺憾に思っておりますが、先ほどから申しましたように、一度起こったことをどうだこうだと言つてもしかたないですから、今後将来どういふことのないよう、いま官房長の御答弁のとおり、おの所属の責任ある長の人は、防衛庁長官はむろんのことですが、幕僚長、施設課長、官房長あるいは人事管理部門においては人事局長は、もう少しく全般に目を行き届かしていただいて、再びどういふことを起こさないように、他の自衛隊全般にどういふことはありませんとあなた方がおっしゃったことに対しては、私はまことにうれしく思う。そうなければならぬと思ふ。そういうことが絶対今後起こらないように、厳重に指導、監督、助言をしていただきたい。重ねて私はこれを要望しておきます。なお、どうも私の納得のいかな点も多々あるようですけれども、これより以上あなた方をどういふ責めたつてしかたがないから、またおりに触れてお尋ねしましよし、一応この件に関しては私の要望をつけて、そうしてこれで質問を終わります。たいへん御苦労でございませぬ。

○委員長(三木與吉郎君) 他に御質疑はございせんか。——御発言がなければ、本件の調査は、本日はこの程度にとどめます。

給与三法案の質疑は午後に行なりこととし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時五十三分開会

○委員長(三木與吉郎君) それでは、これより内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引続き、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題とし、これより質疑を行います。

政府側から佐藤人事院総裁、瀧本給与局長、岡田公務員制度調査室長が出席いたしました。御質疑の方々は、順次御発言を願います。

○鶴岡哲夫君 きょうに引き続きましてお尋ねをいたしたいわけですが、それは、きのう人事院の標準生計費をもとにいたしまして種々伺つたわけです。ついででございますので、行政職俸給表の(口)につきまして、改善の方向が、今回の勧告においても、はなはだしく不足をいたしておるといふふうに思っておりますので、お尋ねをいたしたいと思ひます。行政職の俸給表の(口)の問題につきまして、この委員会におきまして私も何回となく質問をいたし、また善処方を要望いたしてまいつたところでありますが、私は重ねまして、抜本的にこの行政職俸給表の(口)について御検討をいただきたい、どういふふうにお尋ねをいたしたい、こういふふうにお尋ねをいたしたい、それから、人事院の標準生計費と、それから行(口)の人たちの年齢別の平均給与額、この二つを比較いたしてみます場合

、行(口)の俸給表というのは、まことにむざむざしくな俸給表である、こういふふうにお尋ねをいたしたい、人事院の標準生計費によりまして、二人世帯は二万四千二百六十円かかることになつております。行政職俸給表(口)の年齢別の給与平均額、これを見ますといふと、二万四千二百六十円になるには四十四から四十五にならなければならぬ。でありますから、夫婦になつて、とにかく四十四か四十五にならなければ、人事院の言う二人世帯の生計費に達しない。子供が一人できますと、三人世帯になるわけですが、三人世帯の場合の人事院の標準生計費は三万二千六百円あります。ところが、行政職の(口)の人たちは、一番給与額が高くなるところが五十四から五十五で、その際二万七千円あります。それういたしますと、行(口)の人たちは子供を持つてはならないという俸給表になつておるのではないか、子供はともかくとして、妻をもちつた場合は、四十五までにかかると二人世帯の金額になるが、子供を持つた場合には、これは三万二千円かかるという人事院の標準生計費に對しまして、最高俸に達する五十五歳といふところが二万七千円、なお五千円ほど足りない。それういたしますと、行政職(口)といふのは、これは子供が持てない。三人家族にはなれない。こういふ俸給表になつておるのでないかと思ひます。それから、極端に低いのがこの行(口)であるわけですが、行(口)の悪さのほどは、いま私が申し上げたような数字になつております。ですから、こういふものを出されたのでは、こういふ俸給表では困

るのではないか。困るだけじゃなくて、これはむざむざしくな俸給表です。そういう点について人事院はどういふふうにお尋ねをいたされるのか、これを抜本的に改正する考え方があるのかどうか、これをひとつ総裁に伺いたいと思ひます。総裁は、まあ総裁にいられてからまた十分御検討が済んでいないかと思ひます。私も給与専門にやりました、ちよつと五年、ようやくこういふところまで目が届くようになりました。これは弁明の余地なしと私は思ふ。御答弁をいただきます。

○政府委員(佐藤達夫君) これは給与問題としては最も根本的な点に觸れるものと思ひます。一切のほかの、あるいはその他一般の条件を排除いたしまして、そうして白紙の上にならわれないでいくということでありまして、いまお示しのような点をそのまま取り入れて案をつくり上げることも可能であると思ひます。また、これは念願いたします。したがしまして、その現実については非常に大きな同情の気持を持ってお尋ねをいたしても、一方において、これはもう鶴岡委員にはあらためて申し上げるまでもないことであらうと思ひますが、現在の給与勧告の根本のたてまえといふものは、別に理想的な給与体系をつくり上げて日本のお金を推進していきうといふようなことではございせんので、非常にじみちなたてまえで、昨日も御指摘がありましたけれども、私もともいたしましては、民間給与との比較といふものは大きな一つの要素として、それとにみ合わせながら操作をしていくのが、まずじみちな手がたい方法であらう。また、公務員の給与としても、多少職務と責任の違ふ点もございせんから、そういう点もそこに織り込んで案をつくつていくのがやむを得ない行き方ではないか。やむを得ないと同時に、それが一つの手がたい行き方としてやむを得ないという意味もあるのじゃないかといふようなことから、たゞいま御批判になりましたら、こういふ形のものにならざるを得ないといふこと、これが大前提でございます。しかし、いかにも気の毒であるという気持は、これは常に私も持ち続けておるのであります。何とかして、いまのような条件の範囲内において御満足に近い方向へ持つていきたいという努力を重ねてまいつております。別に大きな声を上げてここで自慢をするに値しません。ただいまの御指摘のような御批判はありますけれども、今回の勧告においても、できる限りのその点の配慮をしまいたつたつもりでございますし、また、今後ともそういう配慮を続けてまいりたい、そういうふうにお尋ねをいたす。

○鶴岡哲夫君 人事院のペースで考えますと、いまお話しのようなものも出てくるかと思ひますが、しかしながら、私はそういう人事院の従来の行き方からやはり新味を出していただかなければいけないと思ふ。人事院が創設されて十五年、最初のうちは少しばかり人気がよくつたのですが、十年前から、まさに谷間に追い込まれてしまつた、四、五年前からまた少しばかりすなわな形になつてまいつておりますが、もつと根本的にどういふ問題を検討する必要があるのでないか。この

行政職俸給表の(一)から三割も下がったところに行行政職俸給表の(二)というものはきめられてある。行政職俸給表の(一)すら、先ほど私がここである申し上げたとおり。それから三割も低いものでは、これは何ほ言われましても、行政職俸給表の(二)の人は、夫婦になつたら四十五まで待たなければ子供は絶対持てないという俸給表、そういう俸給表を堂々と使うという事は、人事院としてはこれは根本的に反省する必要があると私は思います。民間給与がどうこうというお話でありますから、その民間給与の問題につきましては後ほどすぐに入ります、いかに民間給与との関係で人事院がインチキをしておられるか。私はあえてインチキと言う点を激しく攻撃したいと思つてます。ですが、いま当面といたしましては、行(二)の問題について、確かに総裁がおっしゃる通りに、人事院のベースに立ちながらいままで三年くらいの間種々努力をしてこられましたその点は、これは勧告を見れば私どもも了解つくところでありませう。しかし、そういう努力をしてこられましたけれども、その努力の上に行行政職俸給表の人たちは大部分が乗れないのであります。なぜ乗れないかといふと、一つは今日の俸給表ができる前、昭和三十三年までの間に一般職俸給表の中に入つておつたのですが、その場合に頭を打つたり、あるいは昇給停止になつた人たちは、大部分は行政職俸給表の(二)の人たちだつたのです。それが、今日俸給表は幾らかよくなりましたけれども、あのとくに大部分の行政職俸給表の人たちは頭を打つた。長年にわたつて頭を打つ

たからして、その俸給表に乗り得ない。これが一つ。もう一つは、行政職俸給表の(二)というのは、公務員の中でも最も異動の激しい職種であります。行(一)と違ひまして、あるいはその他の俸給表と非常に違ひまして、民間から来る人たちが非常に多いわけでありまして、民歴の官歴への換算に大きな欠陥がある。そういう意味で、せつかく三年くらい前から種々人事院としても努力をしてこられましたけれども、その努力をされた俸給表の上に乗つて来ない。こういう点が私にはあると思つて、すなわち、そういう問題を含めて、いま申しました人事院の標準生計費、この標準生計費は、日本にあるいまの生計費の中で最も貧しい生計費だと私は思つておられます。池田さんは盛んに国民のエンゲル係数が三九になつたと言つけれども、この人事院の標準生計費は実に四三、五人家族になりますと四五という生計費、そういう相当でたらめといふ事か、相当問題のある低い標準生計費に比べてみて、こういう実情にあるといふ事は、これは人事院は人道的にも反省しなければならぬと私は思つてます。ですから、従来のベースでどうだこうだといふことでなくて、やはり抜本的に考える、検討してみる、検討する、こういうやり方姿勢が必要じゃないかと私は思つてます。総裁の御答弁を求めます。

○政府委員(佐藤達夫君) たいだいま人道問題であるといふような、非常に胸を打つようなおことばも含めての御発言でございますが、先ほど申しましたような立場から、それは人事院の立場を固執していると言われればそれきりでありませうが、問題の根本は、

やはり先ほど申し上げたようなところにあるのじゃないか。人道問題といふことになると、やはり日本全体の勤労大衆についての問題といふことも根本になつてくるのじゃないか、そういう気持ちがいましておられます。

○鶴岡哲夫君 いずれにいたしまして問題、私が指摘いたしましたとおりであります。したがつて、こういう問題についてすみやかにひとつ善処を要望いたします。おそらく来年の勧告の一つの大きな焦点は、この行政職俸給表の(二)にあると私は思つておられます。その意味で善処方を要望しておきます。これはここで引き下がるには少しばかり下がりにくいわけですが、そういうことに対して、総裁、はつきり検討なさいますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 従来どおり、あるいはできるだけ従来以上に温情を持つて問題の処置に当たりたいと思つておられます。

○鶴岡哲夫君 温情といふことばは少しばかりおかしい。これは人事院が今日の状態に持つてきたのですから、責任の問題です。

次に、行政職俸給表の(二)の問題にしましたが、少し時間をさきまして、行政職俸給表の(一)についてちよつとばかり質問をしておきたいと思つてます。それは、行政職俸給表の(一)といふのは、十五の俸給表の中の基礎になつておられます。基礎俸給表になつておられます。そのために行政職俸給表の(一)といふのは踏み合にされまして、年々踏み合にされてしまつて、いまや行政職俸給表の(一)といふのは、十五の俸給表の中の谷底に落ちて居るのです。何か行政職俸給表の(一)に乗つて、その上に對

こぼち別の俸給表を適当に出してしまつた。あつちから圧力がかかる、こつちから圧力がかかるといつて、ぼこぼこ出してしまつた。そして三年、五年たつて、今日になつてみると、行政職俸給表(一)といふのは、今や踏み合にされて谷底に追い込まれて居る。こういう実情になつて居るのではないかと思つて居る。その例として若干お尋ねをしたいと思つて居る。この行政職俸給表と行政職俸給表の(一)、これと比べてみまると、ことしの、三十八年の一月の人事院の公務員の給与実態調査、この資料に基づいて質問をいたすわけですが、これは一般職、行政職俸給表の(一)の現在の平均俸給額、これは暫定手当も扶養手当も入れない俸給額、その俸給額は二万五千何百がし、税務職俸給表は二万九千六百何百がし、四千四百円の差がある。四千四百円の差があるのですから、私はこれを見ますとちよつとこれはでか過ぎるなと思つた。四千四百円、率でいいますと一七・五%高い、行政職(一)よりも税務職のほうはですね。税務職の一等級といふのは、御承知のとおり、行政職の三等級を二つに割つて一等と二等はできておるのですから、税務職の場合には行(一)の一等、二等といふのはないわけですが、高給の人はいない。そんな大きな高給の人はいない。一等、二等はない。ところが、それにもかかわらず、どうも四千四百円といふのはでか過ぎる。制度的に税務職の俸給表が行政職俸給表よりも八%高いといふことは私も承知しております。八%高くなつておる。しかしながら、一七%とはちよつとこれはひど過ぎやしないか。一七・五%、ひど過ぎやしない

か。これも學歷構成、平均年齢、経験年数等見なければいけませんので、これを調べてみましたところが、學歷はこれはほとんど同じと言つていいです。ただ、行政職俸給表の(一)のほうは、大學出が多い。そのかわり、税務職の場合は高校出が多い。それらを相殺しますといふと、ほぼ學歷が同じと言つていい。平均年齢は両方とも三十五歳経験年数は両方とも十五年、ちよつと同じ。ですから、學歷、経験年数、平均年齢、差はないと言つていい。にかかわらず、四千四百円の大きな格差がある。もつとも八%も高くつくとありますから、それを引いてみても、なお一〇%近く高い。こういう数字が出て居るのです。念のために、今日の俸給表が出たときの直後の三十三年一月の行政職俸給表の(一)と税務職との差を見てみますといふと、三十三年の一月には四百円の差でありませう。四百円、税務職俸給表のほうが高い。ところが、五年たつた今日四千四百円の差がついて居る。これは一体どういふところに原因があるのか。それだけでありませぬ。今回御承知のとおり、税務職の三等級と四等級のところに大きなプラスをつけた。一人当たり六百円といふプラスをつけた。三等級と四等級のところに。六百円といふ数字は大きいのです。今度の公務員の俸給表の上がり方は、一人当たり千九百円の上がり方です。その中で六百円をこの三等級と四等級に足しておる。そうしますと、四千四百円の格差といふものは、さらに大きくなつておる。これは五五円を突破するだらうと私は思つて居る。どういふわけであらうかといふことになるのか。私は何も税務職の俸給が高いとか、こ

ういうことを言っておるのではありません。行政職(一)の俸給表ができて、あつちこつち圧力が加わるものだから、あつち出ししたり、こつち出ししたりしておるうちに、行政職俸給表は踏み込まれてこんな形になっておるのじゃないかと私は思う。研究職の場合を取り上げてみしても、同じであります。研究職と行(一)とは三十三年当時はほぼ同じであります。ところが、今日一割の差がついておる。こういふことになつた理由を聞きたいです。行(一)の人たちにかわつて、四千四百円の差をつけたというのはどういう意味なんですか、その理由を聞きたい。

○政府委員(瀧本忠男君) われわれが俸給表を作成いたしました場合に、行政職俸給表(一)というものがまあ基準的なものになるというところは、お示しのとおりでございます。行政職員、国家公務員の四十六万のうち、二十二、三万程度が行(一)適用の職員になります。非常に大切な俸給表であります。そこでわれわれ常々考えますことは、いろいろな理由がある場合には、俸給表の改善ということがありあつた理由づけができるものから、改善するのがやさしいということでございます。しかしながら、行(一)の諸君が、それではたとへば非常に危険な仕事をしておるとか、あるいは不快な仕事をしておるといふ特定の理由は、比較的捕提が困難な実情でありますけれども、それにもかかわらず、行(一)の諸君といふものが非常に大切な職員であり、またそこを重視しなければならぬといふことは、常々われわれ考へておるところであります。そういう配慮は常々いたしてお

ります。今後もしそういうことは十分考へていかなければならぬと思つております。御指摘のとおりであります。

ところで、税務職員の俸給表といふものは、これは税務といふものが非常に困難な仕事をしており、また国税徴収といふ行政の根本的な部分を受け持つておるといふような意味から、これはお示しのおりの数字の差といふものが設けられておるわけでありまして、ところが、ただいまお示しの数字は、行(一)職員の総平均の数字と、それから税務職員の総平均の数字といふよりなことでお示しになつたのでありますけれども、そういう比較の方法もなるとは申しません。しかしながら、実際に比較する場合には、大体同一条件にあるものが行(一)の場合と税務の場合とどういふふうになつておるかといふような比較のほうが、より適切であろうといふように思つておるわけでありまして、税務の場合は、終戦後ある時期に、非常に大量の職員が採用されて、そしてほとんど新陳代謝がなつたといふような実情がございます。これがことばをかえて言へば、たとへば昭和三十一年当時におきましては、税務の平均年齢は三十一・七才であつた。それが三十八年の四月には三十五・七才、こういふふうになつておるといふ平均年齢の話であります。ところが、そういう実情がございます。ところが、行(一)のほうにも、もし新陳代謝が税務と同じような状態であつたならば、そういう状況があるであらうといふことは想像できるのでありますけれども、たとえば、その後において非常勤職員の定員内繰り入れと、これは行(一)よりも行(二)のほうが多いのであります。

けれども、行(一)にも相当あるわけでありまして、そういうことがあつたり、まあそのほか新陳代謝の関係があつたりいたしまして、三十二年七月当時行政職(一)の平均年齢は三十五・二才であつた。それが三十八年四月には三十五・七才である。こういふ状況で、〇・五才上がつておるけれども、税務のほうの四才上がりと比べますと、これはたいへん違いになる。俸給表といふものが、申し上げるまでもなく、現在昇給間差といふものがござまつておる。標準的な普通の勤務をいたしておりますか、成績良好の普通の勤務をいたしております場合には昇給をいたすわけでありまして、そういう点からいたしまして、現在の俸給表の平均金額といふものが、平均年齢あるいは年齢差といふものと相当の関係があるといふことは言えるのじやなからうかといふように思つておる。

た。その結果、行(一)と税務の水準差といふものが縮まつてくるというふうな傾向が次第に出てまいつたのであります。そういう点を考慮いたしまして、今回の俸給表改定におきましては、税務俸給表の改善につきまして、そういう点も考慮してやつた。こういふ次第でございます。御指摘の根本問題であります行政職をいたしてはいけないというお話は、もとより同感でございます。まして、われわれもそのつもりでやつてまいつておるのであります。今後そのようにやつてまいりたいと思つておる。

○鶴岡哲夫君 先ほど局長は、少し私に言つておることを誤解しておるのじやないかと思つておる。それは、私は、税務職俸給表の経験年数と、行政職俸給表(一)の経験年数は同じだ、平均年齢も同じだ、こう言つておる。平均年齢は行(一)の場合は三十五・四才、税務職の場合は三十五・五才で同じだ。差はない。学歴も差はないと言つてい。むしろ行(一)のほうには学歴のほうはいい。結論として平均年齢は同じだ。経験年数は同じだ。学歴は同じだ。八割の水準差が向こうは高いといふことはわかりません。わかりませんが、しかしながら、一七割も高いといふのは、これは理解がつかない。これはいまま瀬本さんは、行(一)のほうは定員化された人も幾らかいるとおっしゃつた。それがそもそも問題なんです。税務職の場合には、そういう人たちはゼロに近かつた。行政職にはそういう人が相当おつた。それはまず処遇のしかたが異なつておつたからそういうことになつた。一方はがっちり定員、一方のほうは相当の定員外職員がおつた。これは

な。先ほど私が申し上げましたように、ある一定条件で入つてまいりました者が税務の俸給表でずっと勤務いたします場合に、行政職の俸給表で勤務いたします場合とを比較いたしてみますと、ここ数年の俸給表の改定といふものが、俸給率の金額自体を上げておるといふやり方をやつてきたわけなんです。ただし、号俸と号俸との間差額を広げていくといふことはあまりやらなかつた。そこで、そういうことでは昇給率も落ちてまいりますしといふようなことから、昨年の勧告においていわれる間引きといふのをやつたのであります。あの間引きも、実はそれほど大きな効果をおこすことはできなかった。何ほどの効果はありますけれども、あがることはできなかった。

そもそも間違ひです。ですから、私はこの一七・五割という差があるという点について指摘をいたしておきます。重ねて、私は税務職俸給表がいいといふことを言つておるのではない。行政職(一)の俸給表がいつも踏み合ひにされて、なお三年、五年たつておるうちに完全に下積みになつておるのじやないか。十五の俸給表の中で一番低いのは何か。それは行政職俸給表(一)です。その次に低いのは行政職俸給表(二)です。しかも、その低さがひと過ぎる。均衡をとつておる。均衡をとつておるといふふうにおつちやつて、額を上げるときには均衡均衡とおつちやつるけれども、あちこち、あちこち積み重ねておるうちに、五年たつた結果は見えておられない。そういうことでは、給与を人事院にあずけるといふのは、いささか心配をする。その点を、私がいま申し上げましたように、行(一)を踏み合ひにして、そして行(一)の上にも足すものだから、行(一)のほうはいつの間にか谷底におつちやつてしまつておる。行(一)俸給表は二十三万あるんですよ。各省にいるのはほとんど行政職です。その人がいま公務員の中で谷底になつておる。こういうふうな俸給表をつくつてもらつちやつて困る。こういう点の注意を喚起しておきたいと思つておる。

次に、人事院の得意の官民比較を論じます。人事院はきのうから総裁初め官民比較で官民比較でとおつちやつた。したがつて、私もその官民比較について人事院に攻撃をいたします。何といつても、私はこれは承知できない。官民比較は私は前の通常国会、ことしの三月、この人事院の官民比較につき

まして非常に大きな問題点があるといふ点を指摘をいたしました。それは報告の資料を見ても明らかかならうに、七等級、八等級のところは少しこながらかっておりますから、わかりいところを取り上げてみますと、五等級であります。六等級取り上げていいんですが、五等級を取り上げます。この五等級というのは、本省におけるところの係長、人事院が民間の五等級と称するグループと公務員の五等級を比較するわけですが、その場合に、民間の一段低いところと比較をしておるといふ点を私は三月に主張した。それは、公務員の場合の五等級というのは、これは本省における係長だ。ところが民間の五等級というグループ、それは五百人以上の企業の上級係員、五百人以下の企業の係長、これと比較しておる。これは明らかに一段階低いものと比較をしておる。本省の係長であります。ですから、五百人以上の係長と比較しない。五百人以上の企業と比較するならば、これは五等級というものは、地方へ出ますとこれは課長になるところだ。ですから、課長代理というものがありますから、五百人以上の企業がありますから、そういうところの課長代理くらいなものと比較しない。いずれにいたしまして、一段階低いのがわかる、今の比較のしかたでは、それを私は主張してきた。ところが、今回も依然としてやっぱり前回と同じような比較。そこで、私は民間の五等級というグループを詳細に検討させました。事詳細に検討させましたところが、これは明らかに誤りである。人事院のやり方が誤りである。

なぜならば、民間の五等級の平均年齢が何歳だといふふうにお考えになりますか。三十五歳です。民間の五等級と比べて人事院が引っぱって出てくるグループ、この平均年齢は三十五歳。公務員の五等級の平均年齢は四十四・二歳です。実に十歳の差がある。これは民間の低いところと比較しておる。実際に差があつたら——今日の日本の賃金は年功序列賃金とよくいわれる——これだけ実際の差があつたら、べらぼうなものです。これはどういふ立場からいっても、私は人事院は弁解の余地がないと思つて、実際には差があつたのでは。それは六等級で比較して申し上げてもいい。さらに四等級を比較して申し上げてもいいのですが、ここでは四等級をひとつ申し上げておきます。四等級というものは、本省の班長並びに課長補佐であります。で、民間の四等級と称するグループ、人事院が引っぱってくるこのグループ、これは五百人以上の班長並びに課長補佐ではなくて、実に係長だ。そして五百人以上の企業の課長。これは四等というものはこれはブロック機関の課長です。県単位の機関になりますとこれは部長、公務員の場合はですね。これも、これは一段階低いものと比較している。そこで、これも内容を詳細に検討させます。平均年齢を出してみました。そうすると、民間の四等級と人事院が称するブロック、この平均年齢は三十九歳、公務員の四等級の平均年齢は四十四歳。これも十歳くらい差がある。十歳の差があつたらどうにもならないですよ、これは。これは六等級でも同じようなことが言えるわけですが、人事院はどういふふうにごこれを弁解されるのか。その弁解をお聞きしたい。

○政府委員(藤本忠男君) 官民の比較の態様につきまして、御質問の御質問でございますが、公務と民間とは多少まあ、同一の仕事をやつておるわけでございます。しかしながら、大体似たような仕事をやつておるものをとらえて比較するというのが現在のたてまえでございます。そこで問題は、公務におきましては、一応本省段階で申し上げますと、課長のもとに課長補佐という段階がございます。その下に係長という段階があり、場合によりまして、さらにその下に主任的なものがある場合もあつて、それから係員、こういう一般的な機構の形になっておりますが、ところが、民間ではどういふふうになつておるか申しますと、これは千差万別でございます。おおむね課長と課長代理というものがあつて、本省段階で、課長補佐というものが一つの課に大体四、五人程度おるといふような状況になつておりますが、民間の場合の課長代理あるいは課の次長というものは、われわれが調べてみましたところ、課長の全体の数に比べて約三分の一程度ぐらゐしかいないというところでありまして、したがって、これは一つの公務における課長補佐の段階というふうに見るといふことは、多少無理があるのじやなからうか。で、いわば民間におきましては、課長のもとに係長がおる、それから係員、こういう段階になつておるといふことが一般的な状況と言つておるのではなからうか、このように考へておるのであります。そこで、かねてこの民間の課の次長あるいは副

課長というふうなものをどういふふうに取り扱ふのが妥当であらうか、これはもう御指摘がございましたように、われわれとしても問題としております。しかしながら、本年の報告におきましては、やはりこれを公務の課長補佐段階であるといふふうにご認定するということ、どうも現在の段階において無理があるのじやなからうかというふうなことから、大体課長補佐に相当いたしますところを、たゞいま御指摘のように五百人以上、この五百人以上と申すのは、われわれが調査の便宜上きめておるのであります。実は業態によつてこれは多少の差があるかもしれませんけれども、短時に調査をやりまします関係等もございまして、五百人以上ということと五百人未満というところ、職務の責任及びその職務内容というものに違いがあるといふふうに一応考へまして、四等級公務の課長補佐と対応するところは、先ほど御指摘のように、五百人以上の係長それから五百人未満の課長、こういうものと対応するといふ実情でございます。まあそこをどういふふうにごやっておりますので、したがって、五等級のところも同様な関係におきまして官民の比較をいたすということになつているのでございまして、たゞいま御指摘のように、わが国の現在の民間におきまします給与というものが、年齢と非常に密着した関係がある、御指摘のとおりだと思つて、しかし、われわれのほうは職務の段階が上と下ということはおきまして、相当広い俸給の幅といふものををつくつておきまして、五等級におきまして、年々昇給をしてい

くという状況があるわけでございます。全体的に申すとどういふことでもございまして、御指摘の点等も十分考慮いたしまして、たゞさういふ一つの等級におきまします昇給金額が多少金額の落ちてまゐる、ある相当高位俸給になりますと、そういう場所があるのでありますけれども、そういうところをなるべく延ばすというふうな措置をとる。あるいは本年の官民比較の対応におきましては、特に六等級、七等級辺につきまして、慎重に検討いたしました結果、従来六等級で入れておりました五百人未満、これは年齢で申しますと三十六歳以上というふうなところになります。ところが、そういう従来六等級で対比しておつたものを七等級に対応させるというふうな方途を講じて、全体的に漸進的に進んで、こういう状況であります。

○鶴岡哲夫君 私人事院は、いま説明をいたしましたけれども、それではさつぱり説明にならない、そういうものは、いままでもそういうことでやつてこられたから、弁解してみたいとお話して思つたのですが、しかし、いまお話しになつたような課長代理とか、副課長、そういう者と四等級を比較するのは、いまの段階ではどうだといふふうにおつしやる。しかし、公務といふものと民間との差といふものを考へてもらわなければ困る。人事院のいまの行政のやり方を見ていると、わりあいと簡単なように思つて、人事院の立場から各省のものを比べてもらつて、各々がそれぞれ多方面の仕事をやつておるから、課長の下に幾人かおられる班長みたいなものを置かなければならないのです。非常に多岐に

わたっていますよ。民間は何かその意味では集中的な簡単な仕事かもしれない、公務に比べると。その意味で、そういうものを課長代理とか、副課長というものが、課長の半分か、その程度しかないというところは言えるかもしれない。しかし、公務の場合は、いま現実に見てごらんない。多方面にわたっているから、課長一人だけでは手が及ばない。だから、課長補佐というものが何人か要る。それを認めなければいけない。それを否定しようとする。結論は、いま申し上げたように、十歳も下の者と比較をする。それは官民較差、これが人事院の給与決定の何か鬼に金棒みたいなことをおっしゃるけれども、十歳下の者と比較したのじゃ、これは比較にならないのですよ。言語を絶するものです。これは十歳も下の者と比べたら。そういうものは私は許せない。だから、公務員が同級生や先輩と大体比べてみて、民間に比べている先輩と同輩と比べてみて、一万円も八千円も低いということを年中言っているのじゃないですか。これをそういうふうには直せば、一万円や八千円は上がるのです。私はきのう生計費人事院の標準生計費を引っぱり出して、七千円から一万円低いということを言った。あの生計費よりも公務員の給与は七千円も一万円も低いんですぞと言った。官民比較を見ても同じじゃないですか。十歳も下の者と比較をして、それで官民比較完べきでございまして、どこにそういう科学的な比較がありますか。いささかの努力をされておられることは、いまの給与局長の言われるとおり。しかしながら、そういうちよっぴりちよっぴりした比較あるい

は是正では直らないです、これだけの大きな差があつては。私が、わりあいとよくなつております三等級、二等級を比べてみると、この二等級というのは、私は三元論と言つてますが、二等級は、官民比較すれば五百人以上の企業とかと比較する。その支店長とか部長とかと比較する。これは例として非常にとりいんでますが、二等級というのをは比べてみますと、民間の場合は約二十万調査しているのです。公務員の場合は二十三万です、行(一)というのは。そこで民間は二十万というのをグレードに割つて、二等級から八等級まで、公務員の場合は二十三万をグレードで割つている。それで二等級と比較する。ところが、民間の場合は、二十万の中で二等級と称する、人事院の引っぱってくる数は八千人もいるんですよ。公務員の場合は二十三万の中で二等級といつたら八百人ぐらいです。一けた違うのです。それは要するに、幅を広げてとつてくれればそういうことになる。だから、二等級もかわいそうだと思う、それについては。一方は八千人おるんですよ。こつちは八百人です、行政職俸給表の(一)の場合は、一けた違う。そこで、これは不思議だと思つて、今度はその内容を詳細に調べさせたところが、これがまた奇々怪々たるものです。二等級と称するやつを調べたところが、三十歳以下の二等級というのが相当あるんです、民間の場合。公務員の場合三十歳以下の二等級といつたらお笑いですよ。そういうものを二等級だと言つて引っぱつてくるからでたために二等級というものが多くなる。ですから、これは私は公務の実情というものをもう少しはつきり見

てもららう。自分のところだけから類推しないで、人事院という行政組織から類推しないで、もう少し通産省なり、大蔵省なり、農林省という具体的な省における公務というものをはつきり見てもららう。そして公務員と民間との比較というものを正しく行なつてもらいたい、十歳下の者と比較しないで。これはべらぼうです。急速にこの点のひとは正方を要望したい。人事院がとらの子のようにしている官民比較というのはでたためである。どこに正しいという根拠がありますか。めちゃくちゃですよ。十歳も下なんてめちゃくちゃと言わざるを得ない。学歴も調べてみました。五等級の公務員の学歴民間の五等級と言われる者の学歴、これも詳細調べました。そういう立場から見ると、こんなべらぼうなことをやる理由はどこにもない。これは人事院は責任重大ですよ。すみやかにこういう問題について根本的な検討を加えられるように総裁にひとつ要望いたします。総裁は去年なられたのですか、ですから、まだそこまで及ばないかもしれない。しかし、私は先ほど申し上げたように、五年やつてそこまで目が届いてきた。これが是正されると、いまの人事院の勧告体制というものは九〇%ぐらいガラスの中に入ります。これを是正しない限り、これはほとんどやみくもです、いまの勧告のやり方は、ですから、その点を総裁、すみやかにひとつ根本的に検討されるように要望いたします。総裁いかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) お答えいたします。非常に新米扱いをされて光栄の至りでございますけれども、私は、新米は新米なりに取り柄があると思ひます。これは何でも白紙でいろいろな御批判を受け入れる素質がそこにあるというところにおいて、私は非常に自負心を持つて居るわけでありまして。去年も御指摘のような問題についても相当この席で御批判ございました。これは骨髄に徹しているわけです。したがいまして、今回の勧告にあたりまして、これまで微力ではありますけれども、そういう点の反省は加えながら事に臨んだつもりでございます。したがつて、いまちよつとおことばにもありましたけれども、多少の改善はお認めいただいている、こう思ひます。しかし、重ねて御批判がございました。われわれは決してそういう御批判を聞き流して居るわけではございません。したがいまして、今後におきましてもさらに検討を続けて反省すべき点は反省する。その心がまえは持つております。この勧告がでたためむちやくちやだということであるとは、私は絶対に考えておりません。

○鶴園西夫君 私は、きのうから標準生計費と俸給表との関係で説明をした。標準生計費から七千円も一万円も下回つて居る。そう言ひましたら、いや私のほうは官民比較をやつて居るといふお話だ。したがつて、今官民比較で申し上げた。十歳も下の者と比較して、どこに科学性があつて、でたためじゃないとおっしゃるのですか。念のために申し上げておきますが、私は七等級は計算しなかつたのです。六等級を計算しますと、民間の場合六等級というのが三十歳、公務員の場合は三十九歳で、九歳の差があります。五等級は民間は三十五歳、公務員は四十四・二歳、四等級は先ほど申し上げた民間三十九歳、公務員の場合四十八・一歳、三等級は民間四十三歳、公務員の場合五十・四歳、こういう数字になつて居る。ですから、いまの公務員の賃金でも民間の賃金でも、年功序列であるということは御承知のとおりです。十歳も年齢が違つたらこれは給与はうんと違います。そういう十歳も違つたところと比べて、それがむちやくちやじゃないとおっしゃるのですか。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいま等級別に官民で年齢の違いがあるというように御指摘でございますが、これは十分御承知いただひていることと思ひますが、われわれのほうは、いわゆるラスパイルス方式というもので官民比較ということをやつて居るのであります。そこででは同一年齢あるいは同一年齢グループの者を比較してやるという方式をとつておりますので、全体的におっしゃればそういう年齢の差はありますけれども、この官民比較の較差を出してまいりますときには、ただいま申し上げましたような方式でやつておつて、そういう年齢の違いということとはこれは排除されている。また学歴構成におきましても、種々御調査になつたようでありまして、われわれのほうはやりましますときには、やはり学歴構成の違いというものをために出でくる差というものは排除する方式、このラスパイルス方式というものでやつて居るといふことを申し上げます。



す、それが最も科学的なんです。最も科学的じゃない、まあまあ科学的です。人事院がやっているのは皆さんきわまりない。幾らか今度の勧告で第一の批判点は善処したんですから、もう一つのほうが大きいわけですから、それをひとつ根本的に検討してもらいたいと思うのです。いかがでございますでしょうか、総裁からひとつ。

○政府委員(佐藤達夫君) 根本のデータの確実なところをつかまえておきたい。もうまことにそのとおりでございます。われわれもその趣旨であらゆる努力をしてみたいとおりでございませぬ。しかし、なお努力の余地があるかないか、これはわれわれとしてはさらに努力をひとつ続けてみようという覚悟を新たに、さらに努力をしようという心がまえでおります。

○鶴岡哲夫君 この問題は、毎国会論議する問題であります。しかしながら、今回批判の一点がああいうふうな形で実現をいたしましたので、統いて私は最も問題点である先ほど申し上げた点について、科学的という人事院の点から、これはぜひ数段科学的になるわけですから、検討されて、改めていかれるように要望いたしておきます。だいたい財源が要ります。人事院の勧告の歴史を詳細に私検討いたしました。人事院の勧告の十五年の歴史を詳細に検討いたしますと、人事院の勧告の歴史の半面は、いかに受け入れやすい、政府のみやすい勧告をするかというところに苦悩したという歴史であります。私も十五年の歴史を見て、確かにそらだとうなずく一人であります。ですから、やはりある程度、

一步でも、二歩でも、科学的な方向へ前進してもらおうように要望いたしておきます。

次に、住宅手当ですが、この住宅手当はまたやゼロという回答、三十五年に私住宅手当の問題について必要性を強調いたしました。それからというもの、民間の実態調査をやったところ、これがまたゼロということになったわけですね。さらにこの三月に住宅手当の問題について主張いたしました。また調査をされました。それで結論はまたゼロ、そういうことになったわけですね。二回もゼロにされたのじゃ、これは容易ならぬことでありまして、詳細に住宅手当の問題について調査をさせました。私が調査したわけじゃない。ですから、あるいは間違いの点があるかもしれない。どうも人事院は住宅手当を出さないような方向で努力して調査している。こういうことではない。行政官ですから、そういう点があるかもしれないが、新しい行政官庁ですから、人事院というのは一つの独立した行政機関ですから、もう少し科学的に調査してもらわなければ困る。こういう調査のしかたではお話にならない。一体住宅手当が必要であるというのを強調した理由というものはつきりしてもらわなければ困る。五十人、百人の給与のこととかがたくさんあると思うのです。そういうところどころと私は言っておるのじゃない。官庁はこれはたいへんな機構でありますから、しかも、転勤が非常にここ十年来たいへんなものになっておるわけですね。それから、また一つ大きな問題が出ておるわけ

です。だから、事業所もないような出張所もないようなところを調査されたのじゃかなわらない。もう一つは、同じ俸給表を受けておるのだけれども、官舎を支給されておる者と国設宿舎を支給されておる者との区別をどうするか、これも主張したのです。だから、焦点は明らかなんです。住宅手当の主張の根拠は、そういう立場から調査してもらわなければお話しにならないです。ですから、社宅なり、そういうところを持つておるところもある。そういうところは残った人たちにどういう措置をしておるか。あるいは、ある程度広く出張所を持つて、あるいは支所等を持つておるところ、そういう転勤をきわめて必要にするところ、そういうところはおける住宅について、その配慮はどうなっておるか。こういう観点から調べてもらわなければお話しにならない。しかも、住宅手当と称するものだけを調査されたようなんです。私が見たところでは、それだけではなくて、別居手当という形で支給しておるところもあるし、あるいは地方に行く場合に、住宅がないというところになれば、特殊な調整俸をつける。官庁でいえば、調整号俸のものをつけることもある。そういう出さぬ形でも出すという気持ちをもって調査してもらわなければ、やみくもに調査していただくのは話にならないと私は思うのです。しかしながら、この住宅手当については人事院も真剣に論議されたようでございますが、そうして大蔵大臣にも直接御要望なされたというふうに聞いております。しかしながら、

国設宿舎というのは一年に六千五百戸ぐらいいかできない。これでは百年か

かってもどうにもならないわけですね。ですから、これは住宅手当について、いま私が申し上げたような点から考えていただかなければならない。私にはそういう点から主張したのです。本来、社宅とか住宅とかというのがございまして、御承知のとおりであります。主として三等級あるいはそこに近い人たちの転勤が多くなってきた。ところが、大体官庁というのは都会に多いですから、そうしますと、住宅の点が非常に困難で転勤が非常にむずかしいということから、住宅、官舎あるいは公営住宅というような制度ができたわけでありませぬ。ところが、これは二十年ぐらいの間に事情が一変しております。いま七等級、六等級、五等級あたりの人の異動が一番行なわれておる。ですから、そういう意味で住宅手当については再検討を要望したいので、今度も勧告にあたって非常に真剣に慎重に御論議なされたようでございますが、ゼロとは出ておるが、これで打ち切りになったとは考えておれません。したがって、人事院においては引き続きこの問題については検討されることと思っておりますが、どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) われわれの誠意及び努力の存するところをお察しいただいたことはたいへんにうれしく思います。まさにおっしゃるとおりであります。この問題は軽々に扱えない深刻な問題だとわれわれは痛感しているのです。その意味では住宅手当のこの調査、不備はおっしゃいますが、とにかくこの調査をやったというところでございます。しかし、これが

いままおことばがありましたように、勧告に盛り込まなかったということは、イ

コール、ゼロ回答かというのと、私どもとしてはゼロ回答という意味がわかりませんが、いわゆる狭い意味のゼロ回答というのじゃなくて、結論が出なかつたということで御了解願いたい。これは根本的に考えてみますと、御指摘の国設宿舎との関連も相当あります。これはこれでいまお話ししましたように、大蔵大臣にもお話ししましたし、池田総理にもそのことを勧告の完全実施を要望するときに強く要望しておいたわけでありませぬ。そのときの反響によれば、今度の来年度の予算には大幅に増設予算が出るのじゃないかと私は期待いたしているのではありません。片一方においては努力をいたしていきますが、この手当として

の問題は別に考えなければならぬ。ただ、根本にさかのぼってまいりますと、これは率直に問題点をここで申し上げて、むしろお教を願ったほうがいいと思っております。直に申しますが、たとえば、通勤手当の関係ということも、これだけ別に切り離して結論が出せないのじゃないか、こういうような問題がいろいろ関連した上で考えていかなければ、根本問題の解決にはならないのじゃないかということも、いろいろせんざくしてありますと出てまいりました。あれやこれや結論が出なかつた。しかし、いま申しましたような趣旨で、いろいろ道はございませぬが、どの道によるかは別として、何とかこれを解決の、解消の方向に持っていきたいと、こういう気持ちを持って

○鶴岡哲夫君 これはここ七、八年非常に公務員の状況も変わつておりますから、ですから、十分ひとつ御察



ような者、それが半数くらいおる。上級職でも、中級職でも、初級職でも、半数くらいおるそうです。公務員になりたくない。ただ試験を受けただけ。試験料が非常に安いから、百円か二百円でしょう。腕だめしに非常にいいもので、それから試験を受ける。受けてみたけれども、半数は公務員になる気がない。採用してあと残っておる者です。残った数字が出ておるでしょう。三十七年度に合格した者、残った者の数字を見ますと、むしろ上級職の甲、乙というのがたくさん残っておるのです。残存数は、そして中級職、初級職というものは、うんと少ない。ちよっぴりしか残っていない、残存数というものは、それから見ると、それから、各省に電話をかけて聞いてみると、初級職、中級職の採用状況はどうかと聞いてみると、本省じゃ中級職、初級職は採用できないと言っている。中級職を地方で採用して、二、三年たつたら本省に連れてくる。そういうことからいえますと、これはどうも上級職だけにこういうようなものをつくつたのもおかしい。それから、これはやっぱり本俸に入れてやらないとまずい。二、三年たつて支度金みたいなものをやっておいて、オーバーを最初着せて、三年たつたらひっぺがして、二、三年のうちには何となく役人をやめたくなくなるだろうというふうな、われわれの弱点を人事院は利用しておるのじゃないか、こういう言い方すら行なわれているのですよ。だから、公務員になりたての人たちは、非常に新鮮な頭と新鮮な気持ちを持って入ってくるのですから、それに対して、ひっぺがすようなものはやめたほうがいい。私がやめろと言

うのは、この中に入れない、初任給の中に。初級職も中級職も上級職も入れなさい、そうしますと、幾らか金が必要になりますね、少しばかり。そうして、上のほうも少しばかり号俸をいじらなければならぬ。それくらいのこととはしていいですよ。いかがでございますでしょうか。

○政府委員(瀧本忠男君) 先ほど申し上げましたように、現在の民間におきます労働者との関係というものが、学校卒業生との関係で非常に逼迫しておるという状況でございます。その関係で、そういうところの初任給が非常に上がつておる。民間で言う初任給というのは、いわゆる本俸だけではない、いろいろなものを加えた額のことを言っているようでありませう。いわゆる基準内給与から超過勤務手当を差し引いたものを言っているようでありませう、それが非常に上がつておる。それと引かざるに、在職者の給与も上がつておるといふことは事実でございます。しかし、その間に、現在の状況におきましては、やはり開きがある。そういう一般の状況に対応いたしますために、われわれのほうでは、初任給調整手当というものを付けておる。これは先ほど申し上げましたように、労働者給が落ちついてまいりましたならば、こういうものはやはり変則的なものでございませう、これは御指摘のように、本俸に入れるのが適当である、このように将来の問題としては考えておられます。また、上級職でも、なにか科学技術系統のところでは二千五百円というのをつけておるのでありますが、これはやはり本俸である初任給、その数字とのにらみ

合わせという問題もございまして、現在上級職だけつけておられますけれども、初級職等につきましては、きのう来いろいろ御指摘がございましたけれども、われわれのほうもいたしましては、民間で調べました初任給額よりも、むしろ標準生計費で千円ばかり持ち上げておるといふような関係もございまして、そこへ特に初任給調整手当をつける必要がないという判断、現在必要なのは、上級職なにか科学技術系統の職員を採用いたします際に必要であるというので、そこにつけておるといふことでございます。したがって、職員の一部に御指摘のような批判もあろうかと思ひますけれども、現在の状況においてはやむを得ない。これは変則的な措置である。将来労働者給との関係が正常化したときに入れるのが当然である。その日の早いことをむしろ祈る気持でございます。

○鶴岡哲夫君 人事院は、いま局長がおっしゃるような話は、五、六年前の話です。あるいは四、五年前と言つてもいいかもしれませぬ。政府の科学技術振興十年計画とか、あるいは労働力の不足状況等については、十年計画が出ておるでしょうが、ますますこれからきつくなるのですよ。安定したからなんといつたら、何年あとなくなるかわからぬですよ。安定なんかしつくないですよ。ますますこれからきつくなるのですよ。何か私は人事院というのには、少しばかり役所にしては、ちよっとおくれているのです。それは三十四、五年ごろの情勢からいえば、瀧本さんのおっしゃつたような話は通用するけれども、今日の私どもの知識で

は、そういうものは通用しないのですよ。上級職だけが逼迫しておるのじゃないのです。特に逼迫しておるのは高等学校でしょうが、その証拠には、今度一番新しい人事院月報の一番最後に載つておるのです。三十七年度試験を受けた者が初級職、中級職、上級職、その中で採用されておる者は幾らあるかという、上級職は二〇%が残つておるじゃありませんか。手紙を出しても返答もこないのは三分の一、まだ二〇%残つておるのです。中級職は四〇%しか残っていない。初級職はわずかに七〇%しか残っていないのです。ぎりぎりの採用をしているじゃないですか。採用して残つた者はこれだけしか残っていない。上級職はうんと残つておる。去年のやつを見るとそのとおりです。だから、四、五年前の話はそれではかなわないですよ。ですから、新しい状況と、これは人事院の給与局というものと任用局というものは連絡はないのです。総裁のところでは統一されておるのではないのです。詳細に出しております。私は過去十年間のやつを調べて、採用状況のところを見て、そして計算しました。五、六年前は、いま局長のおっしゃつたような話です。いまは違つてきておるのです。ですから、これは任用局と給与局と連絡をもう少し密にして、給与は任用の裏返しみたいなものです。だから、連絡を密にして、いかなる状況になつておるのか、そういう方面の分析もされた上で考えられないと、四、五年前の情勢で私に話をされては失敬千万ですよ。だから初任給手当について、私の申し上げたように、善処

方を要望しておきます。こういう妙なものをつくられてはかなわぬのですよ。それから次に、今度は問題の次官の二官一給という制度ですね。妙なものをくりました。これはたいへんな問題なんです。事務次官を何がいかにどういふような一官一給というふうな制度にされたのか。このためから見ますと、次官というものは、まあこれによって六万円上がる、二五%上がるということに焦つておるんじゃないかと私は思うのです。これはまた給与だけか考えていない給与局の考え方である。人事院の考え方ではないと私は思う。ですが、それだけ言つてはもう上つた話ですから、この一官一給制度にされたのは、そして官職手当も支給しない、扶養手当も支給しない、勤勉手当も支給しない、ということになるのです。だから、一官一給制度は特別職の給与と同じだと言つていいですか、どうなんですか。そうしたらこれは特別職にしなさいよ。特別職にして自由任用制度にしなさい。次官を頂点にして一般職というものは組織されておるのです。違つたものをつくつていいのですか。次官が頂点ですよ。次官を頂点にして一般職はでき上がつておる。この次官をどういふような給与体系にしているのですか。これは給与のほうから考えてもどういふことになる。

○政府委員(佐藤達夫君) 根本問題に触れてのお尋ねであります。第一に、それなら特別職にすればいいじゃ



に應じておられる。というふうなことがござい  
ますので、この一等級の指定がえ  
というのをやめて、二等級以下との  
均衡をはかっているわけでありませ  
が、たまたま在職年数が長い方等に  
つきましては、この指定号俸がかりに  
初号であっても、現在在職しておら  
ます方がいろいろ勤務年数の関係で  
号数が違っておる。非常に分布の広い  
ものになっておるといふような関係も  
ございませう。したがって、現在一  
拳に、たとえば外局の長官までやると  
いうことは、事実上非常に無理がある  
というふうな関係、これはことに大学  
の学長についてそういうことが非常に  
多いのであります。無理があるといふ  
ような関係、今回はその無理のないと  
ころで、行政職の最高であります事  
務次官だけについてやる、こういう経  
緯でございます。

○鶴岡哲夫君 なかなか事務的な話で  
すね。それでは、来年は一等級の指定  
号俸になっている人たちは、すべてこ  
ういう給与体系になるのですか。した  
いと思っておられますか。  
○政府委員(瀧本忠男君) それはまだ  
全然白紙の状態でございます。考え  
よりによつては、非常に職務と責任の  
高い官職につきましては、これはまあ  
公務員法で言っておりますように、  
職務と責任に基づいてきめるといふこ  
とに重点を置きまして、そういう体系  
になるという事は、これは考え方で  
してはあります。しかし、これを  
来年やるかどうかというふうなこと  
は白紙である、こういうことござい  
ます。

○鶴岡哲夫君 いまもせいせいという  
勢いが強いんですね。せいせいという  
やれやれという、おれらもそれでは上  
げてくれという勢いがたいへん強い  
ですね。上げたいいじゃないですか、  
こういふやり方ではない方法で。私は今  
の給裁の答弁なり、それから瀧本局長  
の答弁では、どうも納得いかないの  
です。こういう体系にしたことは、これ  
で十年たつたら、公務員を全部こうい  
う方向に持っていくつもりですか。  
○政府委員(佐藤達夫君) そんなこと  
はとて不可能であらうと考えており  
ます。それがいいとして試みたにして  
も、なかなか不可能であります。  
○鶴岡哲夫君 それじゃやめたらいい  
い。

○政府委員(佐藤達夫君) 全然筋の立  
たないことなら、それじゃやめたほう  
がよろしいと思ひますけれども、ただ  
いま、少なくともここに御提案申し上  
げてわれわれの勧告に盛り込んでおる  
事務次官等につきましては、少しもこ  
れはおかしなことではない。むしろ合  
理性という面からいって支持せられて  
よろしいものではないかというふう  
に考へます。  
○鶴岡哲夫君 職務給というものにつ  
いて、ただ一点だけ次官について実現  
したということですか。  
○政府委員(佐藤達夫君) この形を  
もつて職務給の一つの形であると思  
われることは、これは見られ得ること  
だと思います。職務給とするというこ  
とをねらいにしておるのじゃない。こ  
の形を職務給と見ることもある、こ  
ういふことです。

○鶴岡哲夫君 あいまいな言い方です  
ね。国家公務員法には、そういうあい  
まいな書き方はしていません。です  
から、人事院が苦心さんたんされてこ  
ういふ一官一級職という制度をつくら  
れたら、これは職務給でございます。こ  
の職務給、これははっきり職務給とし  
てここで出したものでございませう。こ  
ういふふうにとれば、これは十年の間  
に公務員全体がそういう形になるの  
見なければならぬ。頂点の次官をそ  
うするのですから、全部そうするの  
見なければならぬ。  
○政府委員(佐藤達夫君) 鶴岡委員  
は、標準生計費ということについても  
いろいろきわめて精密な、正確な御批  
判を下されるような方でいらつしやる  
わけですが、私どもとしても、公務員  
法にない職務給ということばは、特に  
御遠慮申し上げたという形で職務と責  
任の度合いに応じてということござ  
います。それに含まれる、こういうわ  
けです。

○鶴岡哲夫君 これは重要な問題であ  
りますから、私は慎重にひとつお聞き  
したいし、また答弁をいただきたいわ  
けですけれども、いまいろいろ経緯を  
聞きました、この次官をこういう形  
にしたということは、これは国家公務  
員法で言うところの職務給、職務と責  
任というふうな形をこれから人事院が  
描く一つの姿として出したというふう  
にとつていいのですか。  
○政府委員(佐藤達夫君) これから描  
くか描かないかという事は、これは  
給与局長が答えたとおりであります  
で、そこまでは考へておりませんが、  
職務と責任ということばからいって  
つかまえてやるといへば、これは事  
務次官等が一番つかまえてやるとも  
いい。

○政府委員(佐藤達夫君) いや、なか  
なかそれは簡単に参らぬ。  
○鶴岡哲夫君 どこでもつかまえられ  
ます。ただ人事院がだらしないからつ  
かまえないだけの話ですよ。  
○政府委員(瀧本忠男君) これはやは  
り先ほどから鶴岡委員が御指摘のよ  
うに、現在民間の給与体系におきまし  
ては、年功序列的なものが非常に多い  
わけでありませう。これはもう事実を否定  
するわけには参らないと思ひます。一  
般的にいろいろ参らないことに関しまし  
て問題がございませう。たとえば年功序  
列はやめてしまつたほうがいいといふ  
ようないろいろな議論がございませう  
けれども、現実にある実態というものを  
否定することはできないといふように  
考へるわけですね。そこで、公務員の給  
与というものが、公務員法におきまし  
れば、職務と責任ということが非常に  
強調しておりますけれども、多少の  
余地は残してあります。強調してあり  
ますが、それでは、年功序列はいわゆる  
職務と責任に基づく体系とは考えら  
れないから、否定したほうがよろしい  
という観点だつてあるかもしれませ  
ん。しかしながら、現実問題として  
は、そういうことはなかなかできるも  
のではない。やはり一般民間の情勢と  
いうものを反映せざるを得ぬという状  
況でございますので、次官をしたら  
ら、全部これを職務給でやつてしま  
うのだというふうなことは、とても言  
えぬものではないといふように、われ  
れは見通しとしては考へるわけであり  
ます。今後におきましてどうなるかわ  
かりませぬけれども、少なくとも公務員  
の非常に大多数が固まつております

と、を、直ちにいわゆる職務給的に  
やる。職務給的色彩がないとは申しま  
せんけれども、やはり昇給していき、  
その状況に応じて民間とバランスを  
とつて給与をきめるといふ現在の体系  
を改めてしまふといふことは、ここ当  
分はほとんど不可能なことではな  
らうか、このように考へておる次第で  
ございませう。  
○鶴岡哲夫君 私は、ちよつと焦点の  
置きどころが少し違ふのじゃないかと  
思ひますのですけれどもね。それは人事院  
としては次官のところを上げたい、あ  
るいは七次官の問題も出てくるか  
ら、そこを上げなければいけません。そ  
こを上げたいと、続いてイモづる式  
になつてしまふと、イモづる式に  
ね、ことばは悪いですが、わかりよく  
言へばイモづる式になつてしまふのだ  
ね。だから、ここ当分は切つておかな  
ければならぬ。その切るには、一官一  
給与制度というふうな、従来公務員の  
給与体系の中で全然考へられなかつ  
た、また異質なものをもち込んだと  
ころいふふうな考へていいのじゃない  
でしょうか。まづこの職務給の点は、  
きよくは一応ここでは省きますが、そ  
の問題は論議の余地はあるけれども、  
いまの給裁なり局長のお話を聞いてい  
る限りにおいては、これははずして考  
えて、いま私が言つたようなことでは  
ないでしようか。上げたのだけれど  
も、ここを上げるという、イモづる  
式に上がつてしまふ。しかし、ここ当  
分は区切りをつけておかなければい  
けない、そのためには、こういう従来  
の公務員の中ではなかつた異質なも  
のをもち込んだと、こういうことにな  
るのじゃないでしようか。

○鶴岡哲夫君 どこでもつかまえても  
いい。  
○政府委員(佐藤達夫君) いや、なか  
なかそれは簡単に参らぬ。  
○鶴岡哲夫君 どこでもつかまえられ  
ます。ただ人事院がだらしないからつ  
かまえないだけの話ですよ。  
○政府委員(瀧本忠男君) これはやは  
り先ほどから鶴岡委員が御指摘のよ  
うに、現在民間の給与体系におきまし  
ては、年功序列的なものが非常に多い  
わけでありませう。これはもう事実を否定  
するわけには参らないと思ひます。一  
般的にいろいろ参らないことに関しまし  
て問題がございませう。たとえば年功序  
列はやめてしまつたほうがいいといふ  
ようないろいろな議論がございませう  
けれども、現実にある実態というものを  
否定することはできないといふように  
考へるわけですね。そこで、公務員の給  
与というものが、公務員法におきまし  
れば、職務と責任ということが非常に  
強調しておりますけれども、多少の  
余地は残してあります。強調してあり  
ますが、それでは、年功序列はいわゆる  
職務と責任に基づく体系とは考えら  
れないから、否定したほうがよろしい  
という観点だつてあるかもしれませ  
ん。しかしながら、現実問題として  
は、そういうことはなかなかできるも  
のではない。やはり一般民間の情勢と  
いうものを反映せざるを得ぬという状  
況でございますので、次官をしたら  
ら、全部これを職務給でやつてしま  
うのだというふうなことは、とても言  
えぬものではないといふように、われ  
れは見通しとしては考へるわけであり  
ます。今後におきましてどうなるかわ  
かりませぬけれども、少なくとも公務員  
の非常に大多数が固まつております

○政府委員(佐藤達夫君) いや、そういう意味はもう全然考えておりませんので、ただ純真に、いまの少なくとも各省事務次官などについては、そのものずばりでつかまえて得るのじゃないか、それだけのことでございませぬ。

○鶴岡哲夫君 そういってお話なら、どこでもつかまえられるじゃないですかと申すので、それは局長の問題だつて、そうでしょう。一等級になつておる人だつて、つかまえられる。

○政府委員(佐藤達夫君) つかまえられるものがないが全然ないということには、これはならないと思ひます。たとえは外局の長官というふうなもの、きわめてつかまえてやすいものはないかという問題がございませぬ。それらの点につきましても、同じ原理が働いて得るものかどうか、これはこれから検討いたします。しかし、いまお話しのように、二等級、三等級だとかいうようなところまで一体つかまえられるものかどうか。私は今日の情勢では、とてもこれはつかまえられると思ひます。

○鶴岡哲夫君 そうですか。どうも私は次官のところを一言一給と申す方がよい、こういう従来の一般職の公務員

になつた異質なものをもち込まれたという点については、理解できない。こつち聞きましていただいても、理解できない。人事院の言うことで私が理解できないことはあまりないのですけれども、これだけは理解つかないですね。悪い点はすぐわかるけれども、この点はどうも理解がつかないですね。そんな複雑な問題なんですか。総裁のおことばによりますと、つかまえられるというのですから、つかまえられるものだつたら、一等級はすべてつかまえられる。これは昇給制度もないのですから、ある程度指定号俸になつておりますから、びしゃつとしておりますよ。これは局長だつてつかまえられるよ。本省の局長というものは、それこそ少ないのですからね。びしゃつつかまえられる。何か私は次官だつて、いろいろ次官ありますからね、各省でいへば次官、それぞれ違つていますよ。職務と責任が同じとかいふことは言えないですよ、次官を見れば、同じとは言えないですよ。違いますよ。その意味では、これはつかまえられるんですよ。そういう意味で言つたらつかまえられる。私の言う意味で言へば、これは外局長官だつて局長だつてつかまえられる。ですから、私は次官について一言一給と申されたといふ意味がわからないですね。何でこんな特別職と全く同じ給与体系に異質なものを一般職の中に持ち込んだのか。給与を上げるといふことなら、上げたらいいじゃないですか。上のほうに特号俸みたいなものをつくつて上げたい。わからぬね、どこからこういう案が出たんですか。そういうことを聞き

たいですね。人事院の考えにはなかつたんじゃないですか。人事院の考え方にこういうのがあるのかしら。どうも私はこれは理解つかない。

○政府委員(佐藤達夫君) それはどこから出たかというお話ですが、まああるいは前回の大学の学長の問題あたりがヒントになつたとお察しに申すので、このことじゃないかと思ひますけれども、ヒントにならなかつたとは申し上げられませぬ、現実にはそういうことがあつたのですから。それは潜在的なヒントになつたかどうか知りませんが、しかし、たてまえはいまたびたび申し上げましたように、つかまえられるものはつかまえていこう。たとえは局長のように幅が相当設けられております。しかし、その幅をそのまま当面は維持していかなければならぬといふものはたくさんあるわけですね。そういうものは手をつけるつもりはないといふこと、それにとどまるわけですね。

○鶴岡哲夫君 あまりこれで時間をとつてもたいへんですから、これはまたあしたも審議をするようでありまして、その際にまたこの点について……これは容易ならぬことですよ。容易に私は承服できない。容易じゃない。絶対に承服できない。何でこんなことをされたのかわからない。そこで次に伺いますが、こういうふうな次官のところ、まあ特別職との関連もあつてというふうなつきき瀧本さんでしたか答弁されましたが、特別職が上がる、それとの関連で上げたという内容に上がったのですか、二五%。そうしますと、外局長官なり一等級にしたつて非常に格差が大きくなりますね。非常に格差が大きくなつたのですが、それから二等級との格差も非常についたわけですが、それについてはどう処理されるつもりですか。

○政府委員(瀧本忠男君) これはやはり給与のバランス問題がございませぬので、従前の関係から非常に隔離した関係に置いておきたいと思ひますので、最小限度の補正、是正ということにせざるを得ないと思ひます。

○鶴岡哲夫君 そうしますと、その場合に一言一給と申すものはとらないけれども、できるだけひとつ是正をしたいと、こういうことでしょうか、さつきの答弁は。

○政府委員(瀧本忠男君) まあ、次官が一言一給と申すから、現在のところでは、初任の……初任と言いますか、最初の指定号俸というものがきまつてあります。その後、後年数が長い人は俸給金額も上がつておるといふ現実がございませぬけれども、その幅を今後は狭めていく、やはり純一言一給と申す形に近いものにしたたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 ちょっとそのところをはめんどろですが、つまりこの次官と同じような給与体系にするということですか。

○政府委員(瀧本忠男君) それは、先ほど申し上げましたように、今後どうなるかは、これはまた今後の検討問題となりますけれども、現在の状況におきまして、次官が一言一給と申すことになるのであります。従来のように一等級の、まあ非常に長期の在職者について俸給金額がずっと幅広く上がつていくというよう

なことを多少抑え目にいたしまして、

そしてある幅の中に押えていくようにしたいと考へております。

○鶴岡哲夫君 それから、二等級との格差はどういうふうになるのですか。これは本省の局長というものは、いま暫定で一等級の人がありますね。これは局長が暫定で一等級というものはおかしな話なんです、暫定で一等級というものがおられますね。そういう人たちは今度は正式の定数のものになりますか、暫定ではなくて。

○政府委員(瀧本忠男君) 各省におきます局長、これは大まかに現在では二等級ということを押えておられますけれども、やはり各省の局の仕事を見ます場合に、重要局というものがあつたわけでございます。そういう少数の局につきましては、これはやはり職務と責任といたつて見まして、大まかに二等級段階になりまして、大まかに二等級少数のものにつきましては、標準一等級ということにいたしました。

○鶴岡哲夫君 それじゃ今度の三十九年度の等級別定数によりまして明年度の特別定数、そういう人たちは暫定ではなくて定数となるわけですか。

○政府委員(瀧本忠男君) そのようにいたしたいと考へております。

○鶴岡哲夫君 それから、課長はどうですか。いま課長は官房では三課長、あるいは各局外局とか課局におけるその他の課長というものは、暫定で二等級になつておられますね。その暫定の二等級というものは、今度は正式の二等級になりますか。

○政府委員(瀧本忠男君) 課長につきましても、本省課長につきましても、重要課長につきましては従来暫定で出し

に二等級にいたすということになろうと思ひます。

○鶴岡哲夫君 そろなりですと、人事院規則の九の八の等級別標準職務表、これまた標準とありますが、標準職務表、これは改正するわけですか。

○政府委員(瀧本忠男君) その問題は、当然いすれ検討しなければならぬというふうに考へておられますが、あすこにありましますものは、標準的な課長あるいは局長の職務二等級なり三等級なり、あるいは二等級、三等級、それ以下の職務なりの標準的なものを示してあるわけでありまして、しかし、それに比較してみますと、職務と責任が重たいというものがあつたれば、これは場合によつたら標準職務表というもので見てまいるといふふうになつておられるのであります。しかし、この点は十分検討いたしたい。

○鶴岡哲夫君 そろしきと、お尋ねいたしますが、局長は標準職務表では二等級だ。しかしながら、どうも給与が思ふ以上に上がらぬというところから、暫定一等級をつくらう。それから、本省の課長というものは、これは標準職務表では三等級である。しかしながら、三等級におつたのじや月給を上げにくいから、これもひとつ月給を上げるためには、二等級の暫定というものを、暫定定数で二等の課長を置いた。それが今度はさから出たまこと本物になる。本物になる方向に行くわけですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 従来からも、御答弁を先ほど申し上げましたように、局長を押えますときには、大体職務と責任の程度で押えておられるわけでありますけれども、その中で、特に重

要局長といふものにつきましたは、これはやはり職務と責任の観点から見まして、一つ上の等級に見るということに基づいておられるわけでありまして、その人事院指令によりまして、暫定的に上の等級にするということをしていましておるのでございまして、今回も同様の趣旨で、職務と責任の観点から上位等級にすることが適当であるという場合に、これは最小限上下のバランスを考へまして標準定数でいたした、こういうことになつておられます。

○鶴岡哲夫君 そろしきと、この八等級制といふのは、三等級より上については完全にすれるということになりますね。いままでは暫定でしたから、われわれも暫定だから、本人限りのものだから、本人が死んだり、いなくなれば、それつきりになつてしまふというところですが、今度はその課長は二等の正式の課長になる、暫定でなくして、局長も正式に一等の局長にまでいふ、暫定でなくすね。そろしきと、八等級制については、三等以上についてはこれはくすれたと、おめでたいです。おめでたい話だけれども、くすれてしまふ。こういうことになりませんか。

○政府委員(瀧本忠男君) われわれは、等級制度がくすれたといふふうには思つておらないのでございまして。現在の等級制度で、やはりより目をこまかくして見てまいります場合に、以上のような措置をやるということには、決して等級制度をくすしたものではありません。このように思ひます。

○鶴岡哲夫君 これは瀧本さん、それは聞えませんか。いままでどういふ重

要局長であらうとも、あるいはどういふ重要課長であらうとも、課長の標準表といふのは二等級、三等級であつた。局長は二等級だつたといふことから暫定として置いたわけですが、本人限りのものとして、今度それが正式なものになるでしょう。そろしきと、局長といふのは、二等にもおれば一等にもおるといふことになつてしまふ、正式に。課長は三等にもおれば二等にもおるといふことになれば、標準表を交へてもらわなければならぬ。人事院の九の八の等級別標準職務表といふものを交へてもらわなければならぬ。その点でどうですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 先ほど申しましたように、まあ局長といえども、省庁におきまして、非常に重要な局長といふものはおられるわけですが、現におられるわけでありまして、そういうものが、上の等級になるということでは、直ちに等級制度がくすれるというふうには考へていないのでございまして、けれども、先ほど申しましたように、現在の標準職務表の範囲で当然やらせることではないかと思つておられますけれども、御指摘のような点もございまして、この点は慎重に検討いたしておる次第でございまして。

○鶴岡哲夫君 もう少し具体的に聞きますが、これは明年度、等級別定数では、たとえば一省の中に八局あつた、その中の何人の局長が正式に一等になるのですか。

○政府委員(瀧本忠男君) これは省庁によりましていろいろ違いがございまして、おおむね非常に少ない数を標準の一等級にいたす予定でございまして。

○鶴岡哲夫君 八局あつた。八人の局長があつた。その中の三人が一等級の局長になつた。八人しかいないのに三人、それを正式にしたといふことになつては……ですか。重要局長もおられるといふことも承知もしますし、現に働いておられる局長もおられることも承知しております。しかし、それはいままでさしたつて暫定といふことで処理しておつたけれども、今度それを暫定でなくして、正式なものになるということになつた、局長は二等級だといふ、その形といふものはくすれる。それじゃ何いふべきでもないか。

○政府委員(瀧本忠男君) 従来この等級別定数の改定といふことをまあ毎年のようにやつておられます。等級別定数の改定といふことをどうしてやるのか、等級別定数といふのは、責任と職務の段階でございまして、ただ組織の、変更があつた場合、等級別定数を変える必要はないという議論もあり得ると思つておられるけれども、御承知のように、毎年等級別定数の改定をやつておられます。そこで今度はいはり人事管理と申しますか、そういう観点からの要請といふようなこともふんまえてこの等級別定数の改定をやつておるのであります。そろしきと、標準定数における改定といふことは、五等級以下におきまして、非常にいわば相対的な話でございまして、大體にやつておられるわけでありまして、したがうして、まあ四等級以下と申したほうがよろしいかと思ひますが、そういうところにおきましては標準定数の改定、五等級以下四等級のところは暫定を出してありますが、四等級以下あるいは五等級以下

下と言つたほうがよろしいかと思ひます。標準定数で相対的には大幅な改定をやつておるといふことで、暫定といふものを四等級以上につきました。現在やつておられる。これはいつかもお話申し上げたことがあるかもしれませぬけれども、われわれがこの定数改定をやり出すのはあくまでも予算の範囲内においての話であります。標準定数といふのは、いわゆるそつと定数に基づいて人員費予算といふものが計上されてくることになつておられます。まあ暫定といふのは人員費予算の余裕の中で処理するといふ問題でございまして、何しろ五等級以下につきましたは圧倒的多数でございまして、これを暫定といふ処理にいたしません。標準定数の改定といふことでやつておられますので、四等級以上につきましたは若し暫定といふこともいたしまして、上下間のバランスを見ていくというやり方をいたしておられるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私は、そういうことを開いておるのではなくて、四等級の人で、いわゆる班長ですね、あるいは課長補佐でもいいですが、四等級の筆頭班長、課長補佐、それは暫定の三等になつておられますね、それが今度暫定ではなくして正式の三等になるのですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 今回の措置は、従来四等級であります方を正式に三等級にいたすといふところまではいたしておられます。いたさない予定でございまして。ただ暫定という形では従来よりも四等級、いわゆる課長補佐、あるいは専門官といふようなところにつきましたは、従来よりも十分考慮を

していききたい、こういうつもりであります。

○政府委員(瀧本忠男君) 従来この等級別定数の改定といふことをまあ毎年のようにやつておられます。等級別定数の改定といふことをどうしてやるのか、等級別定数といふのは、責任と職務の段階でございまして、ただ組織の、変更があつた場合、等級別定数を変える必要はないという議論もあり得ると思つておられるけれども、御承知のように、毎年等級別定数の改定をやつておられます。そこで今度はいはり人事管理と申しますか、そういう観点からの要請といふようなこともふんまえてこの等級別定数の改定をやつておるのであります。そろしきと、標準定数における改定といふことは、五等級以下におきまして、非常にいわば相対的な話でございまして、大體にやつておられるわけでありまして、したがうして、まあ四等級以下と申したほうがよろしいかと思ひますが、そういうところにおきましては標準定数の改定、五等級以下四等級のところは暫定を出してありますが、四等級以下あるいは五等級以下

下と言つたほうがよろしいかと思ひます。標準定数で相対的には大幅な改定をやつておるといふことで、暫定といふものを四等級以上につきました。現在やつておられる。これはいつかもお話申し上げたことがあるかもしれませぬけれども、われわれがこの定数改定をやり出すのはあくまでも予算の範囲内においての話であります。標準定数といふのは、いわゆるそつと定数に基づいて人員費予算といふものが計上されてくることになつておられます。まあ暫定といふのは人員費予算の余裕の中で処理するといふ問題でございまして、何しろ五等級以下につきましたは圧倒的多数でございまして、これを暫定といふ処理にいたしません。標準定数の改定といふことでやつておられますので、四等級以上につきましたは若し暫定といふこともいたしまして、上下間のバランスを見ていくというやり方をいたしておられるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私は、そういうことを開いておるのではなくて、四等級の人で、いわゆる班長ですね、あるいは課長補佐でもいいですが、四等級の筆頭班長、課長補佐、それは暫定の三等になつておられますね、それが今度暫定ではなくして正式の三等になるのですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 今回の措置は、従来四等級であります方を正式に三等級にいたすといふところまではいたしておられます。いたさない予定でございまして。ただ暫定という形では従来よりも四等級、いわゆる課長補佐、あるいは専門官といふようなところにつきましたは、従来よりも十分考慮を

していききたい、こういうつもりであります。

○政府委員(瀧本忠男君) 従来この等級別定数の改定といふことをまあ毎年のようにやつておられます。等級別定数の改定といふことをどうしてやるのか、等級別定数といふのは、責任と職務の段階でございまして、ただ組織の、変更があつた場合、等級別定数を変える必要はないという議論もあり得ると思つておられるけれども、御承知のように、毎年等級別定数の改定をやつておられます。そこで今度はいはり人事管理と申しますか、そういう観点からの要請といふようなこともふんまえてこの等級別定数の改定をやつておるのであります。そろしきと、標準定数における改定といふことは、五等級以下におきまして、非常にいわば相対的な話でございまして、大體にやつておられるわけでありまして、したがうして、まあ四等級以下と申したほうがよろしいかと思ひますが、そういうところにおきましては標準定数の改定、五等級以下四等級のところは暫定を出してありますが、四等級以下あるいは五等級以下

下と言つたほうがよろしいかと思ひます。標準定数で相対的には大幅な改定をやつておるといふことで、暫定といふものを四等級以上につきました。現在やつておられる。これはいつかもお話申し上げたことがあるかもしれませぬけれども、われわれがこの定数改定をやり出すのはあくまでも予算の範囲内においての話であります。標準定数といふのは、いわゆるそつと定数に基づいて人員費予算といふものが計上されてくることになつておられます。まあ暫定といふのは人員費予算の余裕の中で処理するといふ問題でございまして、何しろ五等級以下につきましたは圧倒的多数でございまして、これを暫定といふ処理にいたしません。標準定数の改定といふことでやつておられますので、四等級以上につきましたは若し暫定といふこともいたしまして、上下間のバランスを見ていくというやり方をいたしておられるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私は、そういうことを開いておるのではなくて、四等級の人で、いわゆる班長ですね、あるいは課長補佐でもいいですが、四等級の筆頭班長、課長補佐、それは暫定の三等になつておられますね、それが今度暫定ではなくして正式の三等になるのですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 今回の措置は、従来四等級であります方を正式に三等級にいたすといふところまではいたしておられます。いたさない予定でございまして。ただ暫定という形では従来よりも四等級、いわゆる課長補佐、あるいは専門官といふようなところにつきましたは、従来よりも十分考慮を

していききたい、こういうつもりであります。

○政府委員(瀧本忠男君) 従来この等級別定数の改定といふことをまあ毎年のようにやつておられます。等級別定数の改定といふことをどうしてやるのか、等級別定数といふのは、責任と職務の段階でございまして、ただ組織の、変更があつた場合、等級別定数を変える必要はないという議論もあり得ると思つておられるけれども、御承知のように、毎年等級別定数の改定をやつておられます。そこで今度はいはり人事管理と申しますか、そういう観点からの要請といふようなこともふんまえてこの等級別定数の改定をやつておるのであります。そろしきと、標準定数における改定といふことは、五等級以下におきまして、非常にいわば相対的な話でございまして、大體にやつておられるわけでありまして、したがうして、まあ四等級以下と申したほうがよろしいかと思ひますが、そういうところにおきましては標準定数の改定、五等級以下四等級のところは暫定を出してありますが、四等級以下あるいは五等級以下

下と言つたほうがよろしいかと思ひます。標準定数で相対的には大幅な改定をやつておるといふことで、暫定といふものを四等級以上につきました。現在やつておられる。これはいつかもお話申し上げたことがあるかもしれませぬけれども、われわれがこの定数改定をやり出すのはあくまでも予算の範囲内においての話であります。標準定数といふのは、いわゆるそつと定数に基づいて人員費予算といふものが計上されてくることになつておられます。まあ暫定といふのは人員費予算の余裕の中で処理するといふ問題でございまして、何しろ五等級以下につきましたは圧倒的多数でございまして、これを暫定といふ処理にいたしません。標準定数の改定といふことでやつておられますので、四等級以上につきましたは若し暫定といふこともいたしまして、上下間のバランスを見ていくというやり方をいたしておられるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私は、そういうことを開いておるのではなくて、四等級の人で、いわゆる班長ですね、あるいは課長補佐でもいいですが、四等級の筆頭班長、課長補佐、それは暫定の三等になつておられますね、それが今度暫定ではなくして正式の三等になるのですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 今回の措置は、従来四等級であります方を正式に三等級にいたすといふところまではいたしておられます。いたさない予定でございまして。ただ暫定という形では従来よりも四等級、いわゆる課長補佐、あるいは専門官といふようなところにつきましたは、従来よりも十分考慮を

していききたい、こういうつもりであります。

○政府委員(瀧本忠男君) 従来この等級別定数の改定といふことをまあ毎年のようにやつておられます。等級別定数の改定といふことをどうしてやるのか、等級別定数といふのは、責任と職務の段階でございまして、ただ組織の、変更があつた場合、等級別定数を変える必要はないという議論もあり得ると思つておられるけれども、御承知のように、毎年等級別定数の改定をやつておられます。そこで今度はいはり人事管理と申しますか、そういう観点からの要請といふようなこともふんまえてこの等級別定数の改定をやつておるのであります。そろしきと、標準定数における改定といふことは、五等級以下におきまして、非常にいわば相対的な話でございまして、大體にやつておられるわけでありまして、したがうして、まあ四等級以下と申したほうがよろしいかと思ひますが、そういうところにおきましては標準定数の改定、五等級以下四等級のところは暫定を出してありますが、四等級以下あるいは五等級以下

下と言つたほうがよろしいかと思ひます。標準定数で相対的には大幅な改定をやつておるといふことで、暫定といふものを四等級以上につきました。現在やつておられる。これはいつかもお話申し上げたことがあるかもしれませぬけれども、われわれがこの定数改定をやり出すのはあくまでも予算の範囲内においての話であります。標準定数といふのは、いわゆるそつと定数に基づいて人員費予算といふものが計上されてくることになつておられます。まあ暫定といふのは人員費予算の余裕の中で処理するといふ問題でございまして、何しろ五等級以下につきましたは圧倒的多数でございまして、これを暫定といふ処理にいたしません。標準定数の改定といふことでやつておられますので、四等級以上につきましたは若し暫定といふこともいたしまして、上下間のバランスを見ていくというやり方をいたしておられるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私は、そういうことを開いておるのではなくて、四等級の人で、いわゆる班長ですね、あるいは課長補佐でもいいですが、四等級の筆頭班長、課長補佐、それは暫定の三等になつておられますね、それが今度暫定ではなくして正式の三等になるのですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 今回の措置は、従来四等級であります方を正式に三等級にいたすといふところまではいたしておられます。いたさない予定でございまして。ただ暫定という形では従来よりも四等級、いわゆる課長補佐、あるいは専門官といふようなところにつきましたは、従来よりも十分考慮を

していききたい、こういうつもりであります。

○政府委員(瀧本忠男君) 従来この等級別定数の改定といふことをまあ毎年のようにやつておられます。等級別定数の改定といふことをどうしてやるのか、等級別定数といふのは、責任と職務の段階でございまして、ただ組織の、変更があつた場合、等級別定数を変える必要はないという議論もあり得ると思つておられるけれども、御承知のように、毎年等級別定数の改定をやつておられます。そこで今度はいはり人事管理と申しますか、そういう観点からの要請といふようなこともふんまえてこの等級別定数の改定をやつておるのであります。そろしきと、標準定数における改定といふことは、五等級以下におきまして、非常にいわば相対的な話でございまして、大體にやつておられるわけでありまして、したがうして、まあ四等級以下と申したほうがよろしいかと思ひますが、そういうところにおきましては標準定数の改定、五等級以下四等級のところは暫定を出してありますが、四等級以下あるいは五等級以下

ます。

○鶴岡哲夫君 それでは五等級です  
ね、本省の五等級の係長と古参係長と  
いうのは暫定の四等になつてゐるもの  
もありませぬ。これもいまお話のよう  
に、正式のものにはならないわけです  
ね、正式の定数にはならない。そうし  
ますと、三等以上についてはいままで  
は暫定で二等の課長があり、暫定で一  
等の局長がおつたのですが、それら  
ものが今度は正式の二等になり正式の  
一等になる、四等以下はそうではな  
い、従来のままだと、こういふこと  
になりますね。こゝろ辺はいいかげん  
なものだと思ひますが、いづれにいた  
しましても、これは八等級制というも  
のは、先ほど言ひました次官も含めて  
三等以上は崩壊してしまつたという結  
論だと思ふのです。これは大きいです  
よ、八人の局長の中で三人もなつた  
というのは、これは正式のものになれ  
ば、それじゃ、なつていつて、二等に  
おる局長もおり一等におる局長もお  
るというにはつきりなる、そうする  
と等級制というのは何ですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 先ほど申  
し上げましたように、各省庁におかれ  
まして、大体局長の職務権限を同程度  
に押えておるわけでありませぬ。こ  
も、さらにその中の重要な職務を付与  
されておる局長というものは、こ  
れはいわゆる職務と責任の観点から、  
一つ上の等級と見ていいのではないか  
というふうな観点から、そういうこと  
を今後やつてまいりたいというふうに  
思つておられますけれども、それで直  
ちに等級制度がくずれたという考え方は  
はございませぬ。これはあくまで職務  
と責任に基づいてやつておるという工

合にわれわれは考へております。た  
だ、現在の標準職務表の書き方でござ  
います、それが適当に読めるかどう  
かということにつきましては、それが  
どうかという、おっしゃる点につきま  
しては、現在慎重に検討してございま  
す。先ほどおっしゃる通りに、これ  
読めるといふ解釈もあり得るようによ  
思ひますけれども、さらにその点を慎  
重に検討してみたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 私は、八等級制とい  
うものを基礎に置いてその職務と責任  
のものを基礎に置いておつたのですが、  
これは逆であつて、職務と責任が先であ  
つて、八等級制といふのはつたつた  
で、局長のお話を聞いておりました  
です。八等級制といふものの上になつて  
職務並びに責任といふものを考へてお  
るのだけれども、局長はそうじゃなく  
て、責任と仕事、それが基礎であつ  
て、八等級制なんといふのはたいした  
ことじゃないのだ、こういふふうにと  
れますね。

大まかに原則的にそうであるといふこ  
とはこれは申し上げるまでもないとい  
ふのでございますが、さらにその中のあ  
る特定の者について見ました場合に、  
さらに上位の等級として確定してもよ  
ろしいのではなからうかといふものを  
上位にいたしました。上位等級にする  
といふことではございませぬ、お  
っしゃつておる趣旨と逆とは考へてお  
らない。むしろそれをさらにきめこま  
かく考へていった。特にこれは上位の限  
られた職種について考へていく、こ  
ういふことではございませぬ。

○政府委員(瀧本忠男君) そうではな  
いのでございませぬ、おおむね鶴岡委  
員がおっしゃると同様でございませぬ。  
従来でも、暫定で上位の等級に上る  
といふときには、やはりその人がつ  
ておられます。その人個人でありま  
するが、その人がついておられます。職  
務と責任が上位等級にするにふさわし  
いという判断をいたしました場合に暫  
定で上げていたわけでありませぬ。それ  
を今回は——二等級の局長にいたしま  
しても、標準的には局長といふものは  
二等級であります。そういう意味にお  
きまして、御指摘のように、等級制と  
いふものは職務と責任の段階である、

りしてゐると言へば言へませぬけれど  
も、それを順次ずらしまして、局長な  
り課長なり班長になつてまいります  
と、やはりそういう面が多少ずつ薄れ  
てまいるといふことは現在の状況下に  
おいて認められるところでありませぬ。  
そこで比較的はつきりしておられます  
者につきまして上位の者についてそう  
やる。しかし、下位の等級につきまし  
てやはり暫定といふことで上げていく  
といふケースもございませぬし、ま  
た、もう標準定数そのものでこの五等  
級以下については改善をはかつてお  
るという面もございませぬ、これは  
上下のバランスを失つてゐると、こ  
ういふことは考へてゐないであります。

○鶴岡哲夫君 そういふ意味なら局長  
おかしいのですよ。私がさつきから言  
つてゐるのは、いままで暫定でおつた者  
が在るのだ、四等でも五等でも。そ  
ういふ者はだから係長でも正式の四等  
の係長ができるのか。それから班長で  
も、正式の三等の係長があるのかと  
言つたら、それはないとおっしゃるか  
ら、上だけが下がないのはおか  
しいのではないか。それでは八等級制  
を混乱させるもとならないか。根本的  
に混乱させませぬよ。

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ  
て。  
○石原幹市郎君 人事院総裁にひとつ  
承つておきたいのですが、総裁からた  
びたび勧告が出るわけですが、それで鶴  
岡委員はじめ各委員からいろいろ詳し  
く論じられましたけれども、勧告の実施  
に關していつもさかのほつて五月から  
実施するといふことをやつてきてお  
るわけですね。ところが、これは予算の編  
成の關係やら補正予算の關係いろいろ  
なことからなかなかそれを政府として  
も実行し得ない。今日までです。何回  
も——三回か、四回、いつも勧告と違つ  
たようなことをやつておる。私どもは、  
人事院が存在する以上、人事院の勧告  
を尊重してその線に沿つて給与問題に  
対処していかなければならぬといふこ  
とはわれわれも同様に考へておしま  
す。そこで、何か勧告を受け入れられ  
るような——もうすでに四回も実施を  
経てきておるのであるから、そういう  
形で勧告を出してもらえないかどう  
か。勧告の実施の時期その他について  
何か研究されたことがあるのか。ある  
いはそういうことは非常に困難であつ  
て、勧告する以上はやはり四月の調査  
だから五月になるのか、そういう点に  
ついての総裁の所見を一べん伺つてお  
きたい。

○政府委員(佐藤達夫君) いまのお尋  
ねは各方面からたびたびそういう声を  
聞くのでございませぬが、まず最初に、  
人事院の立場として申し上げておきた  
いのは、いまの勧告の時期があつた  
時期だから必然的に十月実施にならざ  
るを得ないというふうなものではな  
い。これはそういう前提を置かしてい  
ただきたいと思ひます。そこでしか



号(第一九四号)(第一九五号)(第一九六号)(第一九七号)

第二号 昭和三十八年十二月四日受理  
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 和歌山市玉藻町一ノ  
員連盟内 立石亮外六  
千九百十四名

紹介議員 前田佳都男君  
恩給、年金等受給者の処遇は現職公務員  
のそれと比較してはなほ不公平であるから、これを改善するため、左記事項を実現されたいとの請願。

一、現在の恩給、年金等を、公務員の給与ベースに即応して、ただちに増額改正すること。  
二、共済組合年金は、恩給とひとしく退職後の処遇であるから、新法共済年金もこれを同時に改定すること。  
三、将来、恩給、年金等が合理的に改善されるより、すみやかに法制化する

一、理由  
公務員給与等が近年急速に上昇しているのに退職公務員の処遇改善はこれに伴わず、恩給、共済年金等にはその退職の年次によって著しい較差を生じている。一生を国家公共に奉仕したものの処遇が、近來退職当時のままにすえ置かれようとしているのは、恩給制度の趣旨からも深憂にたえないから、すみやかに実情に即した調整を図られたい。(退職年次による較差表あり)前国会の衆参両院内閣委員会において、「……恩給及び各種年金受給者は常に不利不安定な立場におかれ、現職公務

員の給与ベースに対する恩給等のスライド制確立の問題として重大な懸案となつてゐる。……政府はこれらの問題についてすみやかに検討の上善処するよう要望する。」との附帯決議も行なわれている。

二、理由

共済組合年金は恩給と制度の形式は異なつてゐるが、ひとしく退職後における適当な生活維持の保障制度であることには変わりはなく、従つてその増額改正には必要な措置は恩給と同様に使用主たる国又は公共団体の責任において行ない、「健全なる保険数理」は使用主たる責任者によつて保障されるべきものと考へられる。共済年金は一般の社会保険の単なる一環として扱わず、一面には公務員の特質に立脚した保障制度としてこれを見直し、新法適用者に対してもすみやかに適正な改善措置を講ずるよう要望する。第四十三回国会の衆議院大蔵委員会、参議院内閣委員会において、「本法適用者と新法施行後の退職者との間に支給原因発生時期により共済年金間の均衡が失なわれてい

る実情にあるので、今後検討の上すみやかに是正の措置を講ずべきである。」「今日経済・物価情勢及び国民所得水準等の変化に伴い、現職職員給与水準ないし国民所得水準と年金受給者の年金額との間に大きな不均衡を生じつつあるにがみ、年金額の実質価値を保全しうよう適切合理的の方策を講ずべきである。」との附帯決議も行なわれている。

三、理由

将来にわたつて、恩給、年金等受給者とその遺族の生活の安定のために、衆参両院の附帯決議(衆六月十一日内閣

委員会、参第三十八回国会内閣委員会)に基づいて、実質的にも制度的にもすみやかに適切な法的措置がとられるよう懇願する。

第八号 昭和三十八年十二月四日受理  
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 静岡県田方郡修善寺町  
牧之郷四四八 三須完  
一郎外四百四十六名

紹介議員 栗原 祐幸君  
第一〇号 昭和三十八年十二月四日受理  
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 北海道帯広市東二条南  
十一丁目 樋口陸雄外  
千四百八十五名

紹介議員 天坊 裕彦君  
恩給、年金に關しては、なお今後調整を要する問題が多いが、中でも左記事項をすみやかに実現せられたいとの請願。

一、現在の恩給、年金等を公務員の給与水準に即応して、ただちに増額改正すること。

二、新法関係共済年金受給者に対して恩給や旧法関係共済年金と同時に改定すること。

三、将来、恩給、年金等の実質価値が、諸般の社会情勢に即応して、常に保全され、かつ合理的に改善されるより、すみやかに法制化するこ

四、老齢福祉年金併給の適正化を図ること。

第一五号 昭和三十八年十二月五日受理  
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 愛知県丹羽郡大口町字  
外坪一、四五八 服部  
為一外二百八十五名

紹介議員 草葉 隆圓君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八号 昭和三十八年十二月五日受理  
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 群馬県藤岡市三本木七  
六 高瀬泰作外五千二百七十七名

紹介議員 野本 品吉君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二号 昭和三十八年十二月七日受理  
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 静岡県熱海市下多賀  
一、四四一 静岡県退職  
公務員連盟熱海市支部  
内 荒川次郎吉外八十  
名

紹介議員 鈴木 万平君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇号 昭和三十八年十二月九日受理  
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 北海道旭川市三条二十  
丁目右五 増子利晴外  
七百六十六名

紹介議員 北村 暢君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一號 昭和三十八年十二月九日受理  
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 北海道岩内郡岩内町字  
清住 猪股義二外七百  
四十八名

紹介議員 小林 篤一君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三六号 昭和三十八年十二月九日受理  
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町大  
通南二丁目北海道国有  
鉄道退職者協会遠軽支  
部内 荻洲峰一外千二  
百三十七名

紹介議員 天坊 裕彦君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第四四号 昭和三十八年十二月十日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 札幌市琴似町山の手

紹介議員 西田勘三郎外九十名  
井川 伊平君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四五号 昭和三十八年十二月十日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中区和東畑町 高田恒治郎外千十五名  
紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四六号 昭和三十八年十二月十日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 宮城県登米郡迫町佐沼字的場六五ノ二 高橋五郎外千三百五十六名  
紹介議員 村松 久義君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七二号 昭和三十八年十二月十一日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 名古屋市中区西春町米野二、八〇〇 天野栄十郎外二百四十二名  
紹介議員 天登 良吉君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七四号 昭和三十八年十二月十一日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 茨城県水戸市砂久保町四、八〇一 飯塚己代次外千九百十九名  
紹介議員 鈴木 一司君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七五号 昭和三十八年十二月十一日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 三重県桑名郡長島町高座一五六 伊藤幸太郎  
紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七六号 昭和三十八年十二月十一日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 愛知県南設楽郡作手村大字中河内 木村由延外三百五十六名  
紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七七号 昭和三十八年十二月十一日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 札幌市南七条西十一丁目 斎藤又六外七百二十七名  
紹介議員 岡村文四郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七八号 昭和三十八年十二月十一日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 愛知県豊橋市植田町字的場二ノ一 佐原省之介外九百十六名  
紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七九号 昭和三十八年十二月十一日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 愛媛県松山市二番町五七愛媛県退職公務員連盟内 岡井義雄外千七百七十五名  
紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八〇号 昭和三十八年十二月十一日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市大沢川原小路八八岩手県退職公務員連盟内 三田地勤治郎外二千五百九十八名

紹介議員 谷村 貞治君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八一号 昭和三十八年十二月十一日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 岡山市青江七六七 西山富佐太外三千五百四十二名  
紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八八号 昭和三十八年十二月十一日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 長崎市住吉町四九五長崎県退職公務員連盟内 馬場虎記外二千三百五十三名  
紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八九号 昭和三十八年十二月十一日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(九通)

請願者 北海道道川郡下川町二七十四線 道原一太郎外七百六十四名  
紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一一号 昭和三十八年十二月四日受理  
公務員の賃金に関する請願  
請願者 秋田県仙北郡角館町 高橋熊雄外千三百三十四名

紹介議員 藤田藤太郎君  
公務員の賃金について左記事項の実現を期せられたいとの請願。

- 一、最低賃金一万二千円を確立すること。
  - 二、行(一)、海事(一)、医療(一)の俸給表をそれぞれ、行(一)、海事(一)、医療(一)に統合し、差別待遇を改善すること。
  - 三、初任給を大幅に引き上げること。
  - 四、賃上げ額を改善し、とくに中級職員以下を優遇すること。
  - 五、期末手当を引き上げ、勤勉手当を廃止すること。
  - 六、暫定手当は全地域四級地まで引き上げ、全額本俸にくり入れること。
  - 七、交通費の値上がりに対応し、通勤手当を大幅に引き上げ、全額免税とすること。
  - 八、公務員の労働者の給与改定の実施時期をくり上げること。十月一日実施には反対である。
- 公務員労働者は、一律五千円賃金引上げを中心とする要求書を本年五月政府に提出したが、政府は公務員労働者の労働基本権である争議権、団結権をばく奪したなかで、人事院の七・一パーセント千九百三引き上げ、五月実施の勧告にもとづく給与改定を、実施の時期を十月にずらし、本国会で一方的にきめようとしている。これは、公務員労働者の生活と要求と権利を無視して、低賃金にしはりつけるものであり、政府案に強く反対せざるを得ない。

い。ここに公務員労働者の要求を結果として請願する。

第二〇号 昭和三十八年十二月六日 受理

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金増額に関する請願  
請願者 横浜市神奈川区子安通 一ノ一二 岸本政一 郎

紹介議員 相澤 重明君

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律に基づき給付金の増額措置をすみやかに講ずることを強く要望するとの請願。昭和三十六年に制定された連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律により遺族が受けた実際の手取給付金は、平均十万円程度で、一家の支柱をなくした遺族の困窮した生活の救済手段としても焼石に水の実情である。

また、生涯を不具者として生きなければならぬ障害者の受けた給付金が、平均六万円にすぎない。これでは働きたくとも働くことのできない障害者にとつては、今後どうして生きていつたらよいかと苦しみ、一日たりとも落ちつくこともできない。

さらに、長く療養を続け、かつ障害に苦しみながらついに法律の日の目を見ずして死亡した被害者は、一円の給付も受けず葬むらわれている事実もあり、その家族のなげきはこの上もない。このような苦境にある被害者及び遺族に対し、政府は、本法成立に当り、参議院において決議された「本法による支給額の程度をもつてしても必ずしも十分なもの」と認め難い。よつて政府は

各種給付金の額について更に検討すると共に本法の運用に当つては被害者等の立場を十分に尊重し事務処理上道義なきを期せられたい。」との附帯決議の主旨からしても、当然増額の措置を講ずべきである。

第三五号 昭和三十八年十二月九日 受理

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金増額に関する請願  
請願者 横浜市西区東久保町一 八 多田裕二

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四八号 昭和三十八年十二月十日 受理

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金増額に関する請願  
請願者 神奈川県横須賀市船越 町三ノ二〇 一ノ木戸 正三

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一一〇号 昭和三十八年十二月十一日 受理

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金増額に関する請願  
請願者 横浜市神奈川区子安通 一ノ一一 岸本貞雄

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四七号 昭和三十八年十二月十日 受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願  
請願者 大分県竹田市竹田市役 所内竹田満鉄会内 秋 田頭治外二名

紹介議員 後藤 義隆君

元南滿州鉄道株式会社職員であつた国家公務員、地方公務員、三公社職員の恩給共済年限の通算措置については、第四十三回国会において関係法律の改正が行なわれ、要望の大部分が実現を見たのであるが、現行規定ではなお左記の問題が未解決のため著しい不均衡が残存し、多数の不満を招来しているから、早期にこれが改正を実現されたとの請願。

一、満一ヶ月の通算に当たり在職年を恩給共済最短期間で打ち切る規定を改め、実在職年数は丸まる通算すること。  
二、終戦後ソ連又は中共に抑留された期間を在職年に通算すること。  
三、終戦後の留用期間を在職年に通算すること。  
四、三公社職員の昭和三十一年六月三十日以前の退職者にも通算措置を講ずること。  
五、終戦時における公務員死亡者で退職給付の未処理の者の遺族に対する扶助料、会社の命により終戦時(昭和二十年八月八日)に在職しなかつた者の救済、日一満ケースで普通恩給権を得て渡満した者のうち特に低給者の救済、在郷軍人等から満鉄に入社した者の「外国特殊法人職員」となるため公務員を退職し」の条件緩和、日一満ケースの仮定本俸の昇給

率の是正等、満洲国職員の場合と全く同一の問題があるから、これらの是正についても善処すること。  
満鉄在職期間を恩給又は共済年限に通算するに当たり、日一満一ヶ月と、日一満ケースについては在職年をそのまま通算し、満一ヶ月ケースについては恩給共済最短期限をこえる年数は通算しない現行法は、不公平である。また、朝鮮樺太等に在勤した日本官吏が抑留された場合は、抑留期間が日本官吏としての在勤期間に加算されるにもかかわらず、満鉄職員については終戦時までは在職年の加算を認めながら終戦後の抑留又は留用期間の通算を認めないのは不均衡な処置である。さらに今回の満鉄職員期間の通算措置は、国家公務員、地方公務員については現行共済組合法の施行日以前の退職者にも適用されるが、三公社職員については現行公共企業体職員等共済組合法の施行日以前の退職者で恩給公務員でなかつた者には通算の適用がないのは不合理である。なおこの問題については、本年六月二十日参議院内閣委員会において各党共同提案にかかる次のとおり

見たのであるが、現行規定ではなお左記の問題が未解決のため著しい不均衡が残存し、多数の不満を招来しているから、早期にこれが改正を実現されたとの請願。

一、満一ヶ月の通算に当たり在職年をそのまま通算し、満一ヶ月ケースについては恩給共済最短期限をこえる年数は通算しない現行法は、不公平である。また、朝鮮樺太等に在勤した日本官吏が抑留された場合は、抑留期間が日本官吏としての在勤期間に加算されるにもかかわらず、満鉄職員については終戦時までは在職年の加算を認めながら終戦後の抑留又は留用期間の通算を認めないのは不均衡な処置である。更に今回の満鉄職員期間の通算措置は、国家公務員、地方公務員については現行共済組合法の施行日以前の退職者にも適用されるが、三公社職員については現行公共企業体職員等共済組合法の施行日以前の退職者で恩給公務員でなかつた者には通算の適用がないのは不合理である。なおこの問題については、本年六月二十日参議院内閣委員会において各党共同提案にかかる次のとおり

率の是正等、満洲国職員の場合と全く同一の問題があるから、これらの是正についても善処すること。  
満鉄在職期間を恩給又は共済年限に通算するに当たり、日一満一ヶ月と、日一満ケースについては在職年をそのまま通算し、満一ヶ月ケースについては恩給共済最短期限をこえる年数は通算しない現行法は、不公平である。また、朝鮮樺太等に在勤した日本官吏が抑留された場合は、抑留期間が日本官吏としての在勤期間に加算されるにもかかわらず、満鉄職員については終戦時までは在職年の加算を認めながら終戦後の抑留又は留用期間の通算を認めないのは不均衡な処置である。さらに今回の満鉄職員期間の通算措置は、国家公務員、地方公務員については現行共済組合法の施行日以前の退職者にも適用されるが、三公社職員については現行公共企業体職員等共済組合法の施行日以前の退職者で恩給公務員でなかつた者には通算の適用がないのは不合理である。なおこの問題については、本年六月二十日参議院内閣委員会において各党共同提案にかかる次のとおり

率の是正等、満洲国職員の場合と全く同一の問題があるから、これらの是正についても善処すること。  
満鉄在職期間を恩給又は共済年限に通算するに当たり、日一満一ヶ月と、日一満ケースについては在職年をそのまま通算し、満一ヶ月ケースについては恩給共済最短期限をこえる年数は通算しない現行法は、不公平である。また、朝鮮樺太等に在勤した日本官吏が抑留された場合は、抑留期間が日本官吏としての在勤期間に加算されるにもかかわらず、満鉄職員については終戦時までは在職年の加算を認めながら終戦後の抑留又は留用期間の通算を認めないのは不均衡な処置である。さらに今回の満鉄職員期間の通算措置は、国家公務員、地方公務員については現行共済組合法の施行日以前の退職者にも適用されるが、三公社職員については現行公共企業体職員等共済組合法の施行日以前の退職者で恩給公務員でなかつた者には通算の適用がないのは不合理である。なおこの問題については、本年六月二十日参議院内閣委員会において各党共同提案にかかる次のとおり

率の是正等、満洲国職員の場合と全く同一の問題があるから、これらの是正についても善処すること。  
満鉄在職期間を恩給又は共済年限に通算するに当たり、日一満一ヶ月と、日一満ケースについては在職年をそのまま通算し、満一ヶ月ケースについては恩給共済最短期限をこえる年数は通算しない現行法は、不公平である。また、朝鮮樺太等に在勤した日本官吏が抑留された場合は、抑留期間が日本官吏としての在勤期間に加算されるにもかかわらず、満鉄職員については終戦時までは在職年の加算を認めながら終戦後の抑留又は留用期間の通算を認めないのは不均衡な処置である。さらに今回の満鉄職員期間の通算措置は、国家公務員、地方公務員については現行共済組合法の施行日以前の退職者にも適用されるが、三公社職員については現行公共企業体職員等共済組合法の施行日以前の退職者で恩給公務員でなかつた者には通算の適用がないのは不合理である。なおこの問題については、本年六月二十日参議院内閣委員会において各党共同提案にかかる次のとおり

附帯決議が付けられている。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

「……外国政府及び外国特殊法人職員  
の恩給最短期間を超える在職年並びに  
抑留期間及び留用期間の通算等さらに  
検討すべき問題が残されている。……  
政府はこれらの問題について速かに検  
討の上善処するよう要望する。右決議  
する。」

第八二号 昭和三十八年十二月十一日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願 (四週)

請願者 東京都北区赤羽町五丁目一、六一〇ノ七九  
林宗元外三名

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一一一号 昭和三十八年十二月十一日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保四ノ一七〇 水谷国一

紹介議員 千葉 信君

第一一二号 昭和三十八年十二月十一日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願

請願者 東京都杉並区松ノ木町

一、二七六C・〇一一  
岩佐忠哉

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一一三号 昭和三十八年十二月十一日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒五ノ二、五五九 門馬 聡

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一一四号 昭和三十八年十二月十一日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願

請願者 埼玉県川越市脇田前原町五七五ノ七 森本ム

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一一五号 昭和三十八年十二月十一日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願

請願者 東京都小平市学園西町一、二四二 安部慎一

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一一六号 昭和三十八年十二月十一日受理

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願

請願者 東京都江東区深川白河町 高橋泰四郎

紹介議員 松本治一郎君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第四九号 昭和三十八年十二月十日受理

公務員の賃金引上げに関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関三ノ四会計検査院職員 労働組合内 河野百合 雄外四百名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

国家公務員の賃金を一律五千円、大幅に引き上げると共に物価値下げに努力せられたいとの請願。

請願者等は、人事院の勧告には全く不満である。しかも政府は、この勧告すら値切ろうとしているが、これは不当である。又、物価の値下げに努力せられたい。

第五〇号 昭和三十八年十二月十日受理

北海道開発局の職員定数増加に関する請願

請願者 札幌市北三条西四丁目 全北海道開発局労働組合内 青山勝治

紹介議員 田中 一君

昭和三十九年度における北海道開発局の職員定数を三千二百三十七名増加し、一万五千二百八人とせられたいとの請願。

北海道開発局に勤務する職員は、北海道開発局発足以来、全国の各官庁に類

のみない労働過重の中で今日の北海道をつくりあげてきた。

昭和三十八年度は、第二期総合開発計画の初年度にあたり、急激な事業量の膨張の中で、限られた定員では、これを消化することはほとんど不可能の状態にありながらも、後進地域といわれる北海道の飛躍的な発展と住民の福祉向上を願う立場から、設定された企画の全面的な推進にあたる責任を感じつつも一面、累積する事業量を消化するためには、あまりにも一人一人の職員に課せられた負担量が重く、個々の能力の限界点に達したものと判断し、その打開策を強く要望したが三十八年度の予算査定段階にあつて、これら職員の要求するところはなんら進展を見ず、前年とおりの人員によつて事業の消化を担わされることとなつた。しかし、前記要旨の要求定数の確保と、それに伴う適正な人事管理が行なわれな

い限り三十九年度の事業は停滞せざるを得ず、道民の希望と期待を浴びて発足した第二期総合開発計画は第二年度に於いて一大難関に達するといふ事実を理解しなければならぬ。(資料添付あり)

第九四号 昭和三十八年十二月十一日受理

生活向上させ、平和を守ることの請願(百十六通)

請願者 香川県高松市楠上町二宮道外百十五名

紹介議員 野々山一三君

公務員労働者の生活を向上させ、平和を守るため、左記事項の実現を期せられたいとの請願。

一、公務員労働者の賃金を大幅に引き上げること。

二、I・L・O八十七号条約を即時無条件批准し、国家公務員法の一部改正案を撤回し、公務員に労働基本権をかえし、現に政府当局がとつてゐる労働組合の活動、慣行に対する分裂策動、弾圧、支配介入、否認など民主的権利に対するもろもろの干渉政策、反動的労務管理をやめさせること。

三、共済掛金を引き下げ、社会保障を拡充すること。

四、F一〇五D水爆機や米原子力潜水艦の日本寄港及び日韓会談を即時中止し、軍国主義復活をやめさせること。

国家公務員非現業共済掛金は、基本賃金の千分の四十四とらわれているが、

一、通勤手当を廃止し、一人あたり千五百円に引き上げること。

二、一時金の年間最低基準を五箇月と一万五千円にすること。

三、住宅手当制度を設け、五千円を支給すること。

四、扶養手当の区分を廃止し、一人あたり千五百円に引き上げること。

五、通勤手当をすべて四給地まで引き上げ、全額基本給にくり入れること。

六、退職手当を大幅に増額すること。

七、以上の要求を昭和三十八年四月一日から実施すること。

八、I・L・O八十七号条約を即時無条件批准し、国家公務員法の一部改正案を撤回し、公務員に労働基本権をかえし、現に政府当局がとつてゐる労働組合の活動、慣行に対する分裂策動、弾圧、支配介入、否認など民主的権利に対するもろもろの干渉政策、反動的労務管理をやめさせること。

九、共済掛金を引き下げ、社会保障を拡充すること。

またまた引き上げられようとしてい  
る。政府が全額を負担、保障すべきで  
あるにもかかわらず、低賃金に苦しむ  
労働者から多額の掛金を奪いとり、財  
政投融資などへつぎこみ、ほんの一部  
しか還元していない現状はなんとして  
も改善すべきである。また、住宅不  
足、退職後の生活の不安などを解消す  
る等、全般的な社会保障の拡充を図る  
べきである。

第一三二号 昭和三十八年十二月十  
一日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関す  
る請願

請願者 静岡県吉原市今泉一、  
〇二九 井上雅夫

紹介議員 羽生 三七君

左記事項の立法化を実現せられたいと  
の請願。

一、暫定手当の一級地を至急二級地に  
引き上げると同時に、賃金の地域格  
差を撤廃するため、全国一律に四級  
地にすること。

二、全公務員の生活を安定させうる給  
与改定を行なうこと。

三、共済組合掛金を引き下げると共  
に、共済組合経費に対する国庫負担  
割合の増加を図ること。

四、ILO条約第八十七号の即時批准  
と公務員の労働基本権の承認。

暫定手当の支給基準は全く実情に適さ  
ぬものとなつていにもかわらず、  
いまだに一級地を二級地化することす  
ら完了していない。また、国家公務員  
の給与改定に関する人事院報告は、職  
階制を強化するばかりでなく、特に下  
級職員の待遇を實質的に改善していな  
い。更に、共済組合掛金の引上げは例

年のように行なわれ、来年度には、長  
期掛金を現行の千分の四十四から四十  
八へ、短期掛金を現行の千分の三十  
(本年までは千分の二十四)から三十四  
へと引き上げることが企図されてい  
る。しかし、給与支給額の八パーセン  
トに近い掛金は既に組合員の生活にと  
つて過重な負担となつてい

第一三三三号 昭和三十八年十二月十  
一日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関す  
る請願

請願者 静岡県浜松市中山町九  
五 金原敬  
五 虎雄君

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じ  
である。

第一三四号 昭和三十八年十二月十  
一日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関す  
る請願

請願者 静岡県浜松市広沢町一  
四〇 中木堅  
四〇 進君

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じ  
である。

第一三五号 昭和三十八年十二月十  
一日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関す  
る請願

請願者 静岡県浜松市名残町二  
四三 静岡大学工学部部長  
官舎内 橋原良行

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じ  
である。

第一三六号 昭和三十八年十二月十  
一日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関す  
る請願

請願者 静岡県磐田市東町四三  
九ノ三 川岸舜朗  
九ノ三 道子君

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じ  
である。

第一三七号 昭和三十八年十二月十  
一日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関す  
る請願

請願者 静岡県袋井市萱間六一  
七 池野直  
七 兼人君

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じ  
である。

第一三八号 昭和三十八年十二月十  
一日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関す  
る請願

請願者 静岡県浜松市古人見町  
七〇四 古橋猛  
七〇四 忠隆君

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じ  
である。

第一三九号 昭和三十八年十二月十  
一日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関す  
る請願

請願者 静岡県磐田市加茂川通  
三、二九三 大石清  
三、二九三 信一君

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じ  
である。

第一四〇号 昭和三十八年十二月十  
一日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関す  
る請願

請願者 静岡県浜松市三組町  
和田次助  
和 勇君

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じ  
である。

第一四一号 昭和三十八年十二月十  
一日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関す  
る請願

請願者 静岡県浜松市広沢町一  
〇二ノ一 松永方 森下  
敬三

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じ  
である。

第一四二号 昭和三十八年十二月十  
一日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関す  
る請願

請願者 静岡県浜松市和地山町  
九五ノ三 渡辺健蔵  
九五ノ三 小酒井義男君

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じ  
である。

第一四三号 昭和三十八年十二月十  
一日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関す  
る請願

請願者 静岡県浜松市追分町  
加藤徳一  
加藤徳一 哲夫君

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じ  
である。

第一四四号 昭和三十八年十二月十  
一日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関す  
る請願

請願者 静岡県浜松市上西町五  
七七 竹山義雄  
七七 武君

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じ  
である。

第一四五号 昭和三十八年十二月十  
一日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関す  
る請願

請願者 静岡県浜松市砂山町  
浅井忠  
浅井忠 禎一君

紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じ  
である。

第一四六号 昭和三十八年十二月十  
一日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関す  
る請願

請願者 静岡県浜松市広沢町一  
四〇 綱島寛  
四〇 吉雄君

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じ  
である。

第一四七号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県浜松市広沢一  
四〇 住沢幹夫  
紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一四八号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県浜松市有玉南町  
三、三九〇 吉田進  
紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一四九号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県浜松市白羽町  
五、七九九ノ一二 近藤亮司

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一五〇号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県浜松市広沢町一  
七七 二階堂鉄次  
紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一五一号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県浜松市名残町四  
九八ノ七 山本喜一  
紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一五二号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県浜松市中野町四  
〇九 木村のり子  
紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一五三号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県浜松市中田島町  
三三二ノ九 後藤嗣郎  
紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一五四号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県磐田市石原町  
一、八五六 新井智一

紹介議員 佐野 芳雄君  
この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一五五号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県浜松市広沢町一  
四〇 本田猪三郎  
紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一五六号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県浜松市広沢町  
二〇〇 石田健二郎  
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一五七号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県浜松市住吉町七  
七ノ一 河口勤次  
紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一五九号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 愛知県岡崎市宮地七  
市川光  
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一六〇号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県引佐郡細江町広  
岡二〇三 村上邦子  
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一六一号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県磐田郡福田町中  
島一、二六三 太田登  
紹介議員 安田 敏雄君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一六二号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県磐田市見付三、  
四五九 片山幹一  
紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一六三号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県磐田市見付河原  
四、三〇〇 井本潔  
紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一六四号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県磐田郡豊田村一  
言二、六一六 松山俊一  
紹介議員 山口 重彦君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一六五号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県磐田市河原町  
四、三〇〇 増田作一  
紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。  
第一六六号 昭和三十八年十二月十日受理  
暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願  
請願者 静岡県磐田市河原町  
四、三〇〇 増田作一  
紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一六六号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県磐田市見付河原町三、五三七ノ四 鈴木ヒロ

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一六七号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県磐田市見付四、三〇〇 伊奈和夫

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一六八号 昭和三十八年十二月十日受理

請願者 静岡県磐田市清水町二、六八九 中村正作

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一七〇号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県磐田市河原町四、三〇〇 久保嶋政保

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一七一号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県磐田市見付四、三〇〇 静岡大学農学部内 中村敏郎

紹介議員 松本治一郎君

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市和地山町二七五 小木圭一郎

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一七四号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜名郡雄踏町宇布見五、二二三 宮崎良平

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一七五号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市広沢町四〇〇 財満鎮雄

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市佐藤町西町三一八ノ一 河合喜平

紹介議員 加藤シツエ君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一七六号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県磐田市加茂川五、八四八ノ三 大杉八郎

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一八〇号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県磐田市天竜二九

八 富田宏 久保 等君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一八一号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市上池川町二九七 三浦忠

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一八二号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市野野町宮田地市宮住宅木造三三三 泉次正郎

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市追分町四

六〇 見山仁

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一八五号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市名残町一

三六 牧田栄一

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一八六号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市広沢町八

七 石塚増一

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一八七号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市三方原町

一〇六 加茂進

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一八八号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市中沢町一

八三 飯尾政次

紹介議員 相澤 重明君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一八九号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市広沢町

二〇〇 藤井義也

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一九〇号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市広沢町一

四〇 吉本健一

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一九一号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市三組町

一〇二 鴨川寿

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

である。

第一九二号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市名残町四

九九 室津勲

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一九三号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市東伊場町

四、八二六 平松則行

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一九四号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市西伝寺町

二八三 菊駕博爾

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一九五号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市海老塚八

三六 清水孝

紹介議員 大倉 精一君  
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一九六号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市西ヶ崎町

三、二一八 高橋昌次

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一九七号 昭和三十八年十二月十日受理

暫定手当の支給基準改定促進等に関する請願

請願者 静岡県浜松市広沢町一

四〇 山口信吉外八十四名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。